

地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程

制定	平成18年	4月	1日	規程第	9号
改正	平成19年	3月	28日	規程第	52号
改正	平成19年	9月	5日	規程第	62号
改正	平成20年	1月	9日	規程第	64号
改正	平成20年	2月	1日	規程第	66号
改正	平成20年	3月	5日	規程第	69号
改正	平成20年	3月	26日	規程第	76号
改正	平成20年	7月	29日	規程第	93号
改正	平成21年	3月	25日	規程第	103号
改正	平成21年	5月	29日	規程第	104号
改正	平成21年	9月	30日	規程第	114号
改正	平成21年	11月	27日	規程第	119号
改正	平成21年	11月	27日	規程第	124号
改正	平成22年	3月	29日	規程第	136号
改正	平成22年	12月	1日	規程第	147号
改正	平成22年	12月	8日	規程第	150号
改正	平成23年	3月	30日	規程第	159号
改正	平成23年	12月	27日	規程第	170号
改正	平成24年	3月	28日	規程第	181号
改正	平成24年	5月	16日	規程第	183号
改正	平成24年	12月	1日	規程第	192号
改正	平成24年	12月	19日	規程第	196号
改正	平成25年	3月	27日	規程第	206号
改正	平成26年	3月	26日	規程第	230号
改正	平成26年	9月	10日	規程第	248号
改正	平成27年	3月	25日	規程第	257号
改正	平成28年	1月	27日	規程第	275号
改正	平成28年	3月	23日	規程第	281号
改正	平成28年	9月	28日	規程第	292号
改正	平成29年	1月	25日	規程第	297号
改正	平成29年	3月	22日	規程第	310号
改正	平成29年	3月	27日	規程第	319号
改正	平成30年	1月	31日	規程第	333号
改正	平成30年	3月	28日	規程第	338号
改正	平成31年	3月	27日	規程第	366号
改正	令和元年	7月	31日	規程第	380号
改正	令和2年	3月	25日	規程第	397号
改正	令和2年	6月	24日	規程第	410号
改正	令和2年	7月	29日	規程第	413号
改正	令和3年	3月	31日	規程第	422号
改正	令和3年	6月	30日	規程第	433号
改正	令和4年	1月	26日	規程第	441号

改正 令和 4 年 3 月 2 日規程第 4 4 3 号
改正 令和 4 年 3 月 3 0 日規程第 4 4 7 号
改正 令和 4 年 1 0 月 2 6 日規程第 4 6 3 号
改正 令和 5 年 3 月 2 9 日規程第 4 7 2 号
改正 令和 5 年 4 月 2 6 日規程第 4 8 9 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本給及び基本年俸（第 10 条—第 17 条）

第 3 章 手当

第 1 節 扶養手当（第 18 条—第 21 条）

第 2 節 住居手当（第 22 条—第 26 条）

第 3 節 通勤手当（第 27 条—第 31 条）

第 4 節 地域手当（第 32 条）

第 5 節 管理職手当（第 33 条）

第 6 節 特殊勤務手当（第 34 条—第 41 条）

第 7 節 附加職務手当（第 42 条）

第 8 節 時間外勤務手当等（第 43 条—第 46 条）

第 9 節 宿日直手当（第 47 条）

第 10 節 管理職員特別勤務手当（第 48 条）

第 11 節 期末手当、勤勉手当及び業績手当（第 49 条—第 53 条）

第 12 節 医師手当（第 54 条）

第 13 節 専門看護手当（第 55 条）

第 14 節 医療専門資格手当（第 55 条の 2）

第 15 節 看護職員処遇改善手当

第 4 章 給与の特例等（第 56 条—第 60 条）

第 5 章 補則（第 61 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員就業規則（平成 26 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 227 号。地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則（平成 26 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 222 号。以下「任期付職員就業規則」という。）においてその例によるものとされる場合を含む。以下「就業規則」という。）第 52 条、地方独立行政法人大阪府立病院機構再雇用職員就業規則（平成 26 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 223 号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第 18 条及び地方独立行政法人大阪府立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（令和 5 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 488 号。以下「定年前再雇用短時間勤務職員就業規則」という。）第 16 条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員（地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程（平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 10 号。以下「院長等給与規程」という。）第 1 条の院長等を除き、任期付職員就業規則第 2 条第 5 項に規定する一般任期付職員及び任期付職員就業規則第 26 条各項の規定により任期を定めて採用された任期付一般職員を含む。以下「職

員」という。)、任期付職員就業規則第2条第2項に規定する任期付研究員(以下「任期付研究員」という。))及び同条第4項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。))、再雇用職員就業規則第2条第2項に規定する再雇用職員(以下「再雇用職員」という。))並びに定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第2条第2項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員(以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)) (以下これらを「職員等」という。))の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び手当とする。

- 2 基本給は、就業規則第4章、再雇用職員就業規則第4章及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第4章の規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))による勤務に対し支給する。
- 3 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、管理職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、時間外勤務手当、病態等管理手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、業績手当、医師手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び看護職員処遇改善手当とする。

(重複給与支給の禁止)

第3条 職員等が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給の支給)

第4条 新たに職員等となった者には、その日から基本給を支給し、昇給、降給等により基本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。ただし、離職した国家公務員及び地方公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から基本給を支給する。

- 2 職員等が退職(死亡によるものを除く。)をしたときは、その日まで基本給を支給する。
- 3 職員等が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その期間の現日数から就業規則第20条第1項、第21条第1項(就業規則第24条、第28条第3項及び第35条第4項、再雇用職員就業規則第12条並びに定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第10条において準用する場合を含む。))並びに第23条第1項及び第3項、再雇用職員就業規則第11条第1項並びに定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第9条第1項の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5条 基本給の支給日後において新たに職員等となった者及び基本給の支給日前において離職し、又は死亡した職員等には、その際基本給を支給する。ただし、死亡した者に対する基本給の支給を受けべき者を確認できない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(給与期間)

第6条 給与期間は、月の初日からその月の末日までとする。

(給与の支給)

第7条 基本給の支給日は、毎月17日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲

げる場合は、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 17 日が日曜日に当たるとき 18 日（18 日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（第 3 号において「休日」という。）に当たるときは、15 日）

(2) 17 日が土曜日に当たるとき 16 日

(3) 17 日が休日に当たるとき 18 日

2 扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、管理職手当、医師手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び看護職員処遇改善手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。ただし、基本給の支給日までこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当（放射線取扱手当を除く。）、附加職務手当、時間外勤務手当、病態等管理手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給の支給日、放射線取扱手当は、次の給与期間における基本給の支給日に支給する。

4 期末手当及び勤勉手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。これらの支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

5 業績手当は、理事長の定める日に支給する。

6 給与は、その全額を通貨で直接職員等に支払う。この場合において、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振り込むことによって支払うことができる。

（勤務 1 時間当たりの給与額）

第 8 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに第 36 条に定める放射線取扱手当、第 54 条第 1 項から第 3 項までに定める医師手当及び第 55 条の 3 に定める看護職員処遇改善手当の合計額に 12 を乗じ、その額を就業規則第 19 条第 1 項に定める 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定めるものを減じたもので除して得た額（就業規則第 35 条第 1 項に規定する育児短時間勤務を行っている職員等（地方独立行政法人大阪府立病院機構職員の育児・介護休業等に関する規程（平成 26 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 226 号。以下「育児介護休業規程」という。）第 15 条第 1 項の規定による勤務を行っている職員等を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して理事長が別に定める額、再雇用職員就業規則第 10 条第 1 項に規定する再雇用短時間勤務職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第 8 条第 1 項にあっては再雇用職員就業規則第 9 条に規定する再雇用フルタイム勤務職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して理事長が別に定める額）とする。

（端数の取扱い）

第 9 条 第 4 条第 4 項に規定する日割計算その他により給与の額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額、第 43 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当の額、第 45 条の規定により勤務 1 時間につき支給する休日勤務手当の額及び第 46 条の規定により勤務 1 時間につき支給する夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

3 一の給与期間の第 43 条に規定する時間外勤務手当、第 45 条に規定する休日勤務手当及び第 46 条に規定する夜間勤務手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異なる部分ごとに各別に計算するものとする。）に 1 時間未満の端数がある場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるもの

とする。

- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護休業の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び基本年俸

(基本給表及び基本年俸表)

第10条 基本給表(基本年俸表を含む。以下同じ)の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療職基本給表(別表第1)

イ 医療職基本給表(一)

ロ 医療職基本給表(二)

ハ 医療職基本給表(三)

- (2) 事務職基本給表(別表第2)

- (3) 研究職基本給表(別表第3)

- (4) 基本年俸表(別表第4)

イ 基本年俸表(一)

ロ 基本年俸表(二)

ハ 基本年俸表(三)

- 2 前項各号の基本給表の適用範囲は、次の表に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表(一)	医療業務又は調査業務に従事する医師及び歯科医師(研究職基本給表及び基本年俸表(一)の適用を受ける者を除く。)
	医療職基本給表(二)	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、胚培養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、電子工学、看護助手、栄養士、心理職、社会福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士、保育士、保健師、治験コーディネーター及びこれらに準じるものとして理事長が認めるもの
	医療職基本給表(三)	看護師、助産師、准看護師及び診療情報管理士(看護師採用者に限る。)
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員
研究職基本給表		研究所に勤務する医師研究職、化学研究職及び生物統計研究職
基本年俸表	基本年俸表(一)	医療業務又は調査業務に従事する医師及び歯科医師であって、課長級以上の職にあるもの
	基本年俸表(二)	副院長(基本年俸表(一)又は基本年俸表(三)の適用を受ける者を除く。)及び事務局長の職にあるもの
	基本年俸表(三)	副院長(看護師に限る。)及び看護部長の職にあるもの

- 3 基本年俸表に定める年俸額の12分の1を基本給の月額とみなす。

- 4 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第5に定める級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)に定めるとおりとする。

- 5 職員の職務の級はその職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより決定する。

(初任給)

第11条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、級別標準職務表の定めるところにより決定する。

- 2 新たに職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級の号俸が別表第6に定める初任給基準表に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に次条又は第13条の規定により得られる号俸とする。この場合において、その者に適用しようとする同表に定める号俸がその者の属する職務の級における最低の号俸に達しない号俸であるとき及びその者に適用される同表の試験又は職種欄にその者に適用される区分の定めのないときは、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別並びに職種の欄又は試験の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分(別表第7に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。)に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、前各項の規定によりがたい場合にあっては、理事長の定める基準に従い決定する。

(昇格)

- 第12条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の基本給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合の基本給月額は、別表第8に定める昇格対応号俸表(以下「対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

(降格)

- 第13条 職員を降格(職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- (1) 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - (2) 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
 - (3) 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 職員を2級以上下位の職務の級へ降格させる場合においては、1級下位の職務の級への降格が2度行われたものとして前項の規定を適用する。
 - 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

- 第14条 1月1日から同年の12月31日までの期間(以下「昇給期間」という。)において、次の表の左欄に定める割合の日数を良好な成績で勤務したときは、第5項及び第6項に規定する場合を除き、それぞれ同表の右欄に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。当該昇給期間において勤務した日数が当該昇給期間の6分の2以下の場合には、当該日数を次の昇給期間に繰り越すことができる。

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
5／6超	4号俸
4／6を超え5／6以下	3号俸
3／6を超え4／6以下	2号俸
2／6を超え3／6以下	1号俸

- 2 前項の規定にかかわらず、夜勤専従勤務職員（就業規則第23条第1項に規定する変形労働勤務職員のうち専ら午後4時から翌日午前10時までの時間帯において勤務する職員等をいう。）の昇給については、理事長が別に定める基準によるものとする。
- 3 昇給の時期は、1月1日とする。
- 4 職員の勤務成績が特に良好である場合、昇任した場合又は理事長が別に定める場合においては、第1項の規定にかかわらず、その現に受ける号俸より5号俸以上上位の号俸まで昇給させることができる。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 55歳（医療職基本給表（一）又は基本年俸表（一）の適用を受ける職員にあっては57歳）に達した日の属する会計年度の末日を超えて在籍する職員の第1項及び第4項の規定の運用については、第1項中「4号俸」とあるのは「2号俸」に、「3号俸」及び「2号俸」とあるのは「1号俸」に、「1号俸」とあるのは「昇給しない」に、第4項中「5号俸以上」とあるのは「3号俸以上」とする。
- 7 60歳（医療職基本給表（一）又は基本年俸表（一）の適用を受ける職員を除く。）に達した日の属する会計年度の末日を超えて在籍する職員は、昇給しない。
- 8 理事長の定める期間における当該職員の勤務成績が「極めて良好」「特に良好」「良好」な職員は、第1項及び第6項に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。第1項及び第6項の規定にかかわらず、理事長の定める期間における当該職員の勤務成績が「やや良好でない」職員は、勤務成績が良好な職員の号俸の半分の号俸（1未満の端数があるときには、これを切り捨てた号俸）上位の号俸に昇給させることができる。理事長の定める期間における当該職員の勤務成績が「良好でない」職員は、第1項及び第6項の規定にかかわらず、昇給しない。

第15条 削除

（再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員の基本給月額）

第16条 再雇用職員の基本給月額は、別表第11に定める額とする。

（短時間勤務職員等の基本給月額）

第17条 育児短時間勤務職員等の基本給月額は、第10条から第14条までの規定にかかわらず、これらの規定による基本給月額に、就業規則第35条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第19条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員の基本給月額は、前条の規定にかかわらず、別表第11に定める基本給月額に、再雇用職員就業規則第10条第1項及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第19条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

（扶養手当）

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 74 条の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
 - (3) 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (5) 身体又は精神に著しい障がいのある者
- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族については 13,800 円、同項第 2 号から第 5 号までに該当する扶養親族については 1 人につき、6,500 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 11,000 円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減等に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（届出）

第 19 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長が別に定めるところにより理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）
- 2 前項の届出は、当該職員が理事長が指定する電子情報処理組織を使用して、必要事項を入力し、理事長に送信することにより行うものとする。

（認定）

第 20 条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、扶養親族が第 18 条第 2 項各号に掲げる者に該当するかどうか及び配偶者のない旨等を確認して認定しなければならない。

- 2 理事長が前項の認定を行うに当たっては、次の各号に掲げる者を扶養親族とすることはできない。
- (1) 他の事業所から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - (2) 勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額 130 万円程度以上である者
 - (3) 身体又は精神に著しい障がいのある者にあっては前 2 号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 3 理事長は、前 2 項の認定を行い、又は現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が、扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するときは、扶養の事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

第 21 条 扶養手当の支給は、職員となった日又は扶養手当が支給できる事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、第 18 条に規定

する扶養手当を支給できる事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始するものとする。

- 2 扶養手当の支給は、職員でなくなった日又は扶養手当を支給できない事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
- 3 扶養手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第1項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給の始期及び終期に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第2節 住居手当

（住居手当）

第22条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から宿舍等を貸与され、使用料を支払っている職員及び理事長が別に定める職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（届出）

第23条 前条の規定により住居手当の支給を受けようとする職員は、新たに同条第1項に定める家賃を支払っていることを証明する書類を添付して、理事長が別に定めるところにより速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅又は家賃の金額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 3 第19条第2項の規定は、第1項に規定する事項の届出について準用する。

（確認及び決定）

第24条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第25条 第21条の規定は、住居手当の支給の始期及び終期について準用する。

（適正支給の確認）

第26条 理事長は、住居手当の支給を受けている職員の住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するために必要となる証拠書類の提出を求めることができる。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第 27 条 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。

(1) 通勤（職員等が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員等（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員等を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で次に掲げるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員等（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員等を除く。）

イ 自動車又は原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車（原動機付のものを除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員等（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 前項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員等は、次のいずれかに該当する職員等で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

(1) 住居が離島等にある職員等

(2) 地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）別表第 3 に掲げる障害に属する程度の身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員等

3 通勤手当の額は、6 箇月を超えない範囲内で、月の 1 日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる職員等 理事長が別に定める基準により算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えときは、55,000 円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる職員等 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再雇用短時間勤務職員又は定年前再雇用短時間勤務職員のうち、平均 1 月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たないものにあつては、その額から、その額に 100 分の 50 の割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額（第 2 項第 2 号に規定する通勤が困難であると認められる身体に障がいをもつ職員等にあつては、43,600 円を超えない範囲内で理事長が別に定める自動車等の使用距離の区分に応じた額に支給対象期間の月数を乗じて得た額）

イ 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員等 2,000 円

ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員等 4,200 円

ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員等 7,100 円

ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員等 10,000 円

ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員等 12,900 円

ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員等 15,800 円

ト	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員等	18,700 円
チ	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員等	21,600 円
リ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員等	24,400 円
ヌ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員等	26,200 円
ル	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員等	28,000 円
ヲ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員等	29,800 円
ワ	使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員等	31,600 円

(3) 第1項第3号に掲げる職員等 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額、(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 4 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員等で、理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額を支給対象期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額とする。
- 5 前項の規定は、国家公務員、地方公務員その他理事長が別に定める範囲に該当する者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める。
- 6 前各項の規定により通勤手当の支給を受けた職員等につき、支給対象期間内に、事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことその他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して理事長が別に定める額を追給し、又は返納させるものとする。
- 7 職員等が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤をしないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(届出)

第28条 新たに職員等となった者は、その通勤の実情を、理事長が別に定めるところにより速やかに理事長に届け出なければならない。職員等が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

- (1) 事業場を異にして異動した場合
- (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった

場合

2 第19条第2項の規定は、前項に規定する事項の届出について準用する。

(確認及び決定)

第29条 理事長は、職員等から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券の提示を求める等の方法により確認し、通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 前項の通勤用定期乗車券は、定期券又は交通機関等を利用した区間、利用した日時等が記録される回数カード等に限る。

(支給の始期及び終期)

第30条 第21条の規定は、通勤手当の支給の始期及び終期について準用する。

(適正支給の確認)

第31条 理事長は、通勤手当の支給を受けている職員等の通勤手当の額が適正であるかどうかを随時確認するため、当該職員等に通勤用定期乗車券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査することができる。

第4節 地域手当

(地域手当)

第32条 地域手当は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の11.8を乗じて得た額を職員等に支給する。

2 医療職基本給表(一)及び基本年俸表(一)の適用を受ける職員には、前項の規定にかかわらず、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第5節 管理職手当

(管理職手当)

第33条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員等のうち、その特殊性に基づき次項に定める職員等に支給する。

2 管理職手当を支給する職員等は、別表第12に定める管理職手当適用区分表に掲げる職を占める職員等とする。

3 管理職手当の月額は、別表第12に定める管理職手当適用区分表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

4 管理職手当の支給を受ける職員等が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には管理職手当は支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第34条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員等には、特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 有害物取扱手当

- (2) 放射線取扱手当
- (3) 防疫等作業手当
- (4) 精神保健福祉等業務手当
- (5) 夜間特殊業務等手当
- (6) 医療体制等確保手当
- (7) 特殊業務手当

3 前2項及び次条から第41条に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(有害物取扱手当)

第35条 有害物取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 大阪国際がんセンター及び大阪母子医療センターに勤務する職員等が、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第16条第1項各号、第18条各号若しくは別表第3第1号に掲げる物又はこれに準ずる物として理事長が認めるものを使用して行う検査、試験又は研究の業務に1日につき2時間以上従事したとき。
- (2) 大阪国際がんセンター教育研修センターに勤務する職員等が、グルタラールを3パーセント以上含有する薬品を使用して行う内視鏡の洗浄の業務に従事したとき。

2 有害物取扱手当の額は、業務に従事した日1日につき、250円とする。

(放射線取扱手当)

第36条 放射線取扱手当は、職員等が、放射線を用いた撮影、撮影の補助、検査若しくは治療又は放射線の照射の業務に従事した場合であって、月の初日からその月の末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)又は放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第20条第2項第1号に定める測定(同号二ただし書によるものを除く。)により認められたときに1月につき、7,000円支給する。

(防疫等作業手当)

第37条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項の感染症並びにこれに準ずるものとして理事長が別に定める感染症(以下これらを「感染症」という。)に関し、病院に勤務する職員等が、次に定める業務に従事したとき。

- イ 感染症の患者の治療又は看護
- ロ 感染症の病原体が付着している物の処理
- ハ 感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務

- (2) 結核に関し、病院に勤務する職員等(二に掲げる業務にあつては、大阪はびきの医療センターに限る。)が、次に定める業務に従事したとき。

- イ 結核の患者の検診、治療、看護又は指導
- ロ 結核菌が付着している物の処理
- ハ 結核菌の検査又は培養のため結核菌を取り扱う業務
- ニ イに掲げる業務に関する業務

2 防疫等作業手当の額は、従事した日1日につき、360円とする。

(精神保健福祉等業務手当)

第 38 条 精神保健福祉等業務手当は、大阪急性期・総合医療センター又は大阪精神医療センターに勤務する職員等が、次に掲げるに業務に従事したときに支給する。

(1) 大阪急性期・総合医療センターに勤務する職員等にあつては、次に掲げる業務

イ 精神科の患者の介助等のため患者に接して行う業務

ロ 障がい者歯科の患者の介助等のため患者に接して行う業務

(2) 大阪精神医療センターに勤務する職員等にあつては、次に掲げる業務

イ 患者を介助するため患者に接して行う業務

ロ 患者の安全を確保するため、緊急な事件等に対処して行う業務

2 精神保健福祉等業務手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、360 円とする。

(夜間特殊業務等手当)

第 39 条 夜間特殊業務等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師である職員等が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事したとき。

(2) 病院（大阪精神医療センターを除く。）に勤務する医療職基本給表又は基本年俸表（一）の適用を受ける職員のうち、救急患者に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた職員が、正規の勤務時間以外の時間において、当該待機を命ぜられた期間中に救急患者の対処又はこれに準ずる検査業務を行うために呼び出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において 1 時間以上の手術等に従事することを要したとき。

(3) 病院に勤務する医師である職員が、就業規則第 34 条に規定する宿日直勤務に係る勤務時間内において診療の業務に従事したとき。

(4) 病院に勤務する副看護部長である職員等が、就業規則第 34 条に規定する宿日直勤務に係る勤務時間内において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 29 条の 2 第 1 項に規定する診察に係る看護（以下「緊急措置診察看護」という。）その他緊急を要する看護（以下「一般看護」という。）の業務に従事したとき。

2 夜間特殊業務等手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に規定する業務 次に掲げる場合に応じ、次に定める額

イ 深夜の全部が勤務時間である場合 7,600 円

ロ 深夜における勤務時間が 4 時間以上 7 時間未満である場合 3,700 円

ハ 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 3,200 円

ニ 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,200 円

(2) 前項第 2 号に規定する業務 1,620 円

(3) 前項第 3 号に規定する業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、次に定める額

イ 宿日勤務 一般医療の業務に従事した場合にあつては 21,000 円、救急医療の業務に従事した場合にあつては 32,000 円

ロ 日勤務（ハに掲げる日直勤務を除く。） 一般医療の業務に従事した場合にあつては 10,500 円、救急医療の業務に従事した場合にあつては 16,000 円

ハ 勤務時間が午前 9 時から午後 1 時までとされている日又はこれに相当する日における日直勤務 一般医療の業務に従事した場合にあつては 5,250 円、救急医療の業務に従事した場合にあつては 8,000 円

(4) 前項第4号に規定する業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、次に定める額

- イ 宿直勤務 一般看護の業務に従事した場合にあっては12,000円、緊急措置診察看護の業務に従事した場合にあっては15,000円
- ロ 日勤勤務（ハに掲げる日直勤務を除く。） 一般看護の業務に従事した場合にあっては6,000円、緊急措置診察看護の業務に従事した場合にあっては7,500円
- ハ 勤務時間が午前9時から午後1時までとされている日又はこれに相当する日における日直勤務 一般看護の業務に従事した場合にあっては3,000円、緊急措置診察看護の業務に従事した場合にあっては3,750円

(医療体制等確保手当)

第40条 医療体制等確保手当は、医師等を確保し医療体制の維持を図るため、病院に勤務する職員等が、次の各号に規定する業務に従事した場合に当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 病院に勤務する医師である職員が、就業規則第34条第1項に規定する勤務に係る勤務時間内において、救急医療等に応需するため、診療の業務に従事した場合 次に掲げる勤務の区分に応じ、前条第2項第3号に定める額に次に定める額を加えた額

- イ 宿直勤務 一般医療に応需するため一般医療の業務に従事した場合にあっては8,800円、救急医療に応需するため救急医療の業務に従事した場合にあっては26,000円、救急医療に応需するため救急医療の業務に専従した場合にあっては34,100円
- ロ 日勤勤務（ハに掲げる日直勤務を除く。） 一般医療に応需するため一般医療の業務に従事した場合にあっては4,400円、救急医療に応需するため救急医療の業務に従事した場合にあっては13,000円、救急医療に応需するため救急医療の業務に専従した場合にあっては15,500円
- ハ 勤務時間が午前9時から午後1時までとされている日又はこれに相当する日における日直勤務 一般医療に応需するため一般医療の業務に従事した場合にあっては700円、救急医療に応需するため救急医療の業務に従事した場合にあっては6,500円、救急医療に応需するため救急医療の業務に専従した場合にあっては7,750円

(2) 病院に勤務する医師である職員（大阪母子医療センターのICU又はNICUに勤務する者に限る。）が、深夜において、診療の業務に従事した場合 当該業務に従事した回数1回につき、13,000円

(3) 医師、助産師又は助産師免許を有する看護師である職員等が分娩業務に従事した場合（出生証明書（死産証明書、死体検案書を含む）を作成すべき者に限り、当該者が複数の場合は、業務内容・責任に応じ、そのうちの1名に限る。） 当該業務に従事した回数1回につき、10,000円（ただし、多胎児の場合における分娩業務に従事した回数は、その出生児数とする。）

(4) 医師である職員が、在勤する病院から法人の他の病院に派遣され、理事長が別に定める業務に従事した場合 当該業務に従事した日1日につき、10,000円（ただし、麻酔科に勤務した場合は、50,000円）

(5) 助産師である職員等が、月の初日に理事長が別に定める事業場において助産師業務に従事した場合 次の表の左欄に掲げる業務内容に応じ、同表右欄に定める額を月額により支給する。なお、次の表の左欄に掲げるイ及びロの併給は行わない。

業務内容	支給額
イ 助産師である職員が恒常的に分娩に関わる助産師業務に従事した場合（ただし、就業規則第56条第1項に定める試用期間中の者（別に理事長が定める者を除く。）及び助産師免許取得後6箇月以内の者を除く。）	10,000円
ロ 助産師である職員が妊産婦の保健指導等の助産師業務に従事した場合	3,000円

(6) 病院に勤務する医師である職員が、NICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において、

新生児医療に従事した場合 N I C Uに入院する新生児 1 人につき、10,000 円

- (7) 病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師である職員等が、第 39 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事した場合 次に掲げる場合に応じ、同条第 2 項第 1 号に定める額に次に掲げる額を加えた額

イ 深夜の全部が勤務時間である場合 1,600 円

ロ 深夜における勤務時間が 4 時間以上 7 時間未満である場合 800 円

ハ 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 600 円

ニ 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 400 円

- (8) 病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師である職員等が、第 39 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事した回数が 1 月当たり 8 回を超えた場合 月額 3,000 円

- (9) 病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師である職員等が、月の初日に理事長が定める事業場において看護等の業務に従事した場合 次の表左欄に掲げる理事長が別に定める区分に応じ、同表右欄に定める額を月額により支給する。

区 分	支給額
キャリアⅠ	3,000 円
キャリアⅡ	6,000 円
キャリアⅢ	9,000 円
キャリアⅣ	13,000 円
備考 区分欄の「キャリアⅠ」、「キャリアⅡ」、「キャリアⅢ」及び「キャリアⅣ」については、理事長が別に定める。	

- (10) 理事長が別に定める病院において、病院に勤務する医師（術者、助手及び麻酔医に限る。）、助産師、看護師又は准看護師である職員等が、理事長が別に定める診療報酬の加算をうける緊急手術に従事した場合 当該業務に従事した回数 1 回につき、5,000 円

- (11) 病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師である職員等が、専ら第 39 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事しているものと所属長が認め、かつ、当該業務に従事した回数が就業規則第 22 条第 3 項及び同条第 4 項に定める 4 週間の期間当たり 16 回以上の場合 月額 13,000 円

- (12) 病院に勤務する医師である職員（大阪はびきの医療センターの麻酔科に勤務する者に限る。）が手術に従事し、全身麻酔を施行した場合 症例件数 1 件につき、10,000 円

（特殊業務手当）

第 40 条の 2 特殊業務手当は、別表第 12 の 2 に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の業務の種別の欄に掲げる職員等に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1 月当たり、特殊業務手当支給区分表の業務の種別の欄に掲げる区分に応じ、特殊業務手当支給区分表の月額の欄に定める額とする。

3 第 1 項の適用に当たっては、月の初日に勤務する事業場の業務に基づいて確認するものとする。

（併給禁止）

第 41 条 次の表の左欄に掲げる職員等のうち、前条第 1 項の規定による特殊業務手当の支給を受けるものについては、同表の右欄に掲げる特殊勤務手当（同項の規定による特殊勤務手当の支給の対象となる業務に係るものに限る。）は支給しない。

職員等の区分	手当の種類
大阪はびきの医療センターに勤務する職員等	防疫等作業手当（結核に関する業務に係るものに限る。）

第7節 附加職務手当

(附加職務手当)

第42条 附加職務手当は、附加職務（本務（担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務をいう。以下同じ。）以外に所属長（就業規則第4条に規定する所属長をいう。）の命令により特に附加された職務をいう。）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務その他理事長の定める業務に従事したときに理事長が定める額を支給する。

第8節 時間外勤務手当等

(時間外勤務手当)

第43条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員等（管理職手当の支給を受ける職員等を除く。）に対して、当該勤務について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第45条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員等に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。）における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

(3) 前2号の勤務が深夜である場合の勤務 前2号で定める割合に 100 分の 25 を加算した割合

3 育児短時間勤務職員等、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100 分の 125」及び同項第2号中「100 分の 135」とあるのは、「100 分の 100」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、就業規則第21条第1項（就業規則第24条、第28条第3項及び第35条第4項、再雇用職員就業規則第12条並びに定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第10条の規定により準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ就業規則第19条第2項若しくは第22条第2項若しくは第3項及び第23条第1項若しくは第3項の規定（再雇用職員就業規則第9条の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）、再雇用職員就業規則第10条第2項又は定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第8条第2項の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員等には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（第45条第1項に規定する休日勤務手当の支給されることとなる勤務時間に相当する時間（当該時間が割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間を超える場合は当該全時間）を除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 第2項（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えた時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えた時間にした勤務（就業規則第20条第1項、第21条第1項（就業規則第24条、第28条第3項及び第35条第4項、再雇用職員就業規則第12条並びに定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第10条の規定により準用する場合を

含む。)並びに第23条第1項及び第3項に規定する週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。以下同じ。)の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間(理事長が別に定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員等は、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えた時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えた時間にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

6 就業規則第32条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間を超えた時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えた時間にした勤務 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合
- (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50から第4項で定める割合を減じた割合

7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(病態等管理手当)

第44条 病態等管理手当は、管理職手当の支給を受ける医師及び歯科医師が正規の勤務時間外に患者の病態管理又は病状の急変等により、緊急度の高い業務に従事した場合(宿日直勤務を命じられた場合を除く。)に、次の表の左欄に掲げる支給区分に応じ、同表の右欄に定める額を支給する。就業規則第20条第1項に規定する週休日又は同条第2項に規定する休日に勤務した場合については、当該額に5,000円を加算した額を支給する。

支給区分	支給額
1時間以上2時間未満	5,000円
2時間以上4時間未満	10,000円
4時間以上6時間未満	15,000円
6時間以上8時間未満	20,000円
8時間以上	25,000円

2 第48条の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員に対しては、前項の規定にかかわらず、病態等管理手当を支給しない。

(休日勤務手当)

第45条 休日勤務手当は、就業規則第20条第2項(再雇用職員就業規則第11条第2項及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第9条第2項の規定により準用する場合を含む。)に規定する休日(就業規則第29条(再雇用職員就業規則第14条及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第12条においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員等にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員等(管理職手当の支給を受ける職員等を除

く。)に対して、当該勤務について支給する。次に掲げる日において、正規の勤務時間中に勤務した職員等に対しても、同様とする。

(1) 就業規則第20条第1項の規定、就業規則第23条第1項若しくは第3項の規定（再雇用職員就業規則第13条及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第11条の規定により準用する場合を含む。）、再雇用職員就業規則第11条第1項又は定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第9条第1項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員等以外の職員等にあつては、国民の祝日に関する法律に規定する休日が週休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日等（就業規則第29条に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該勤務等が休日等、就業規則第32条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休日を指定された日又は就業規則第34条第2項に規定する理事長が指定する日（以下この条において「休日、時間外代替休暇等」という。）に当たるときは、当該休日、時間外代替休暇等の直後の勤務日等）

(2) 就業規則第34条第2項（再雇用職員就業規則第14条及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第12条においてその例によるものとされる場合を含む。）に規定する理事長が指定する日

2 休日勤務手当の額は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第46条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員等（管理職手当の支給を受ける職員等を除く。）に対して、当該勤務について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

第9節 宿日直手当

（宿日直手当）

第47条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員等に対して、その勤務1回につき、6,700円（勤務時間が5時間未満の場合は、3,350円）を支給する。

2 第43条及び前2条の規定は、前項の勤務について適用しない。

第10節 管理職員特別勤務手当

（管理職員特別勤務手当）

第48条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける職員等が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第20条第1項、第21条第1項（就業規則第24条、第28条第3項及び第35条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定並びに就業規則第23条第1項及び第3項の規定により定められた週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

別表第12の支給区分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
一種	12,000円（18,000円）
二種	11,000円（16,500円）
三種	10,000円（15,000円）
四種	9,000円（13,500円）
五種	8,000円（12,000円）
六種	6,000円（9,000円）

- 3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11節 期末手当、勤勉手当及び業績手当

(期末手当)

第49条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員等に対して、それぞれ基準日の属する月の第7条第4項に定める支給日(以下この条から第52条までにおいて「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に就業規則第60条、再雇用職員就業規則第25条又は定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第23条の規定による退職(以下この条、第51条及び第52条において「退職」という。)をした職員等(理事長が別に定める職員等を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130.0を乗じて得た額(第10条第1項第2号に規定する事務職基本給表の適用を受ける職員等でその職務の級が5級以上であるもの並びに同項第1号、第3号及び第4号に規定する基本給表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員等のうち、理事長が別に定めるものを除く。第52条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の110.0を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職をした職員等のうち当該退職の際に第58条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員等であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130.0」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110.0」とあるのは「100分の62.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日(退職をした職員等にあっては、当該退職をした日)現在において職員等が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 第10条第1項に規定する基本給表の適用を受ける職員等で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員等として当該各基本給表につき第7項に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して第7項に定める職員等の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で同項に定める加算割合を乗じて得た額(理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で管理職手当と同率の割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 育児短時間勤務職員等に対する前2項の規定の適用については、第4項中「基本給」とあるのは「基本給の月額に就業規則第35条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第19条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額」と、前項中「基本給の月額」とあるのは「基本給の月額を算出率で除して得た額」と、「基本給月額」とあるのは「基本給月額を算出率で除して得た額」とする。

- 7 第5項に規定する職員等の区分及び加算割合の区分は、別表第13に定める期末手当・勤勉手当基準額等に係る加算を受ける職員区分表の中欄に掲げる職員等の区分に応じ、同表の右欄に定める加算割合とする。

8 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当の不支給)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第78条第1項、任期付職員就業規則第35条第1項、再雇用職員就業規則第31条第1項若しくは定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第29条第1項の規定又は就業規則第79条第2項の規定(任期付職員就業規則第35条第2項、再雇用職員就業規則第31条第2項又は定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第29条第2項においてその例によるものとされる場合を含む。)により懲戒解雇の処分を受けた職員等
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第56条第4項第1号又は第62条第1号(再雇用職員就業規則第27条及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第25条においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により解雇された職員等
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員等(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第51条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員等で当該支給日の前日までに退職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項第3号及び第53条第3項第3号ロにおいて同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知するとともに、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を理事長に係る事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなし、同項の説明書を交付することを要しないものとする。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを

取り消すことが一時差止処分のために明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第52条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員に対し、理事長が定める期間におけるその者の勤務成績(理事長が別に定める職員については、その者の勤務成績及び就業規則第4条に規定する病院における理事長が別に定める病院業績。以下この条において同じ。)に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をした職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員(理事長が別に定める職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める職員については、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額及び就業規則第4条に規定する病院における理事長が別に定める病院業績に応じて、理事長が別に定める基準に従って定める金額の合計額。以下この条において同じ。)とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(退職をした職員にあっては、当該退職をした日)現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95.0(特定管理職員にあっては、100分の115.0)を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の45.0(特定管理職員にあっては、100分の55.0)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職をした職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、当該退職をした日)において職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第49条第5項及び第7項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「第7項」とあるのは「第52条第4項において準用する第49条第7項」と、「前項」とあるのは「第52条第3項」と、「第2項」とあるのは「第52条第2項」と、同条第7項中「第5項」とあるのは「第52条第4項において準用する第49条第5項」と読み替えるものとする。

5 育児短時間職員等に対する前2項の規定の適用については、第3項中「基本給の月額」とあるのは「基本給の月額を算出率で除して得た額」と、前項中「第49条第5項」とあるのは「第49条第6項において読み替えられた同条第5項」とする。

- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第50条中「前条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第52条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第49条第1項に規定する支給日をいう。この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(業績手当)

- 第53条 業績手当は、理事長が定める基準に基づく法人の資金収支等が良好な場合に、理事長が定める日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員（休職にされている者（第58条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職処分を受けている者、就業規則第48条第1項（再雇用職員就業規則第17条及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第15条においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により育児休業をしている職員（育児介護休業規程第8条第2項に規定する職員を除く。）、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員、理事長が別に定める期間に採用された職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員並びに理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績がない職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）に対し、理事長が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、第7条第5項の理事長が定める日（第3項において「支給日」という。）に支給する。
- 2 業績手当の額は、理事長が定める基準により理事長がその者に所属する職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員の勤務成績等に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績手当の額の総額は、理事長が法人及び病院の資金収支の状況等により定める総額を超えてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績手当は、支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第78条第1項、任期付職員就業規則第35条第1項、再雇用職員就業規則第31条第1項若しくは定年前再雇用短時間勤務職員第29条第1項の規定又は就業規則第79条第2項の規定（任期付職員就業規則第35条第2項、再雇用職員就業規則第31条第2項又は定年前再雇用短時間勤務職員第29条第2項においてその例によるものとされる場合を含む。）により懲戒解雇の処分を受けた職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第62条第2号又は第3号の規定（再雇用職員就業規則第27条及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第25条においてその例によるものとされる場合を含む。）により解雇された職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員
- (3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職をした職員等（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職をした日から当該支給日の前日までの間に、次のいずれかの場合に該当する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた場合
- ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をされ、その判決が確定していない場合
- ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績手当を支給することが、職務に対する府民の信頼を確保し、業績手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な障害を生ずると認めるとき

第12節 医師手当

(医師手当)

第54条 医師手当は、医療職基本給表(一)、研究職基本給表及び基本年俸表(一)の適用を受ける医師免許又は歯科医師免許を必要とする職に新たに採用された職員に対して、月額115,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後、理事長が別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項に規定する職に在職する職員のうち、同項の規定により医師手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、医師手当を支給する。

3 前2項の規定により医師手当を支給する職員の範囲その他医師手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

4 大阪精神医療センターに勤務する精神保健指定医の証を受けている医師に対しては、第1項又は第2項の医師手当に月額100,000円を加算して支給する。

第13節 専門看護手当

(専門看護手当)

第55条 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

(1) 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師(以下「専門・認定看護師」という。)として認定されている者

(2) 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長、副看護師長、助産師又は看護師である者

2 専門看護手当の額は、専門看護師については月額5,000円、認定看護師については月額3,000円とする。

3 第1項第2号の適用に当たっては、月の初日に勤務する事業場の業務に基づいて確認するものとする。

第14節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第55条の2 医療専門資格手当は、医療職基本給表(二)の適用を受ける職員等であって、次のいずれにも該当する場合に支給する。

(1) 次のいずれかの資格を有する者であること。

イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師

ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師

ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定臨床微生物検査技師

ニ 一般社団法人日本病院薬剤師会が認定するがん薬物療法認定薬剤師

ホ 一般社団法人日本病院薬剤師会が認定する感染制御専門薬剤師

ヘ 一般社団法人日本病院薬剤師会が認定する感染制御認定薬剤師

ト 一般社団法人日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦専門薬剤師

チ 一般社団法人日本緩和医療薬学会が認定する緩和薬物療法認定薬剤師

リ 一般財団法人医学物理士認定機構が認定する医学物理士

ヌ 放射線治療品質管理機構が認定する放射線治療品質管理士

ル 特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会が認定する心臓リハビリテーション指導士

(2) 前号の資格が直接役立つと認められる次の業務に従事している者であること。

イ 前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤師である者

ロ 前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師である者

ハ 前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師である者

ニ 前号ニの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤師である者

ホ 前号ホの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤師である者

ヘ 前号ヘの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤師である者

ト 前号トの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤師である者

チ 前号チの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤師である者

リ 前号リの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師である者

ヌ 前号ヌの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師である者

ル 前号ルの資格として認定されている分野のリハビリテーション業務を行っている理学療法士又は作業療法士である者

2 前項の手当の額は、月額 3,000 円とする。

3 第 1 項第 2 号の適用に当たっては、月の初日に勤務する事業場の業務に基づいて確認するものとする。

第 15 節 看護職員処遇改善手当

(看護職員処遇改善手当)

第 55 条の 3 看護職員処遇改善手当は、診療報酬における看護職員処遇改善評価料の制度がある間、月の初日（以下、この項において「基準日」という。）に在職する看護師、准看護師、保健師及び助産師（基準日において休暇、休業及び休職により給与の減額を受ける者を除く。）に対して、月額 12,000 円を支給する。

第 4 章 給与の特例等

(給与の減額等)

第 56 条 職員等が正規の勤務時間中に勤務しないときは、就業規則（再雇用就業規則及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則においてその例によるものとされる場合を含む。以下この章において同じ。）

第 32 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合、就業規則第 37 条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない時間 1 時間について、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、理事長が別に定めるところにより、その月の翌月以後の給与から差し引くものとする。

(基本給の半減)

第 57 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（理事長が別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して 90 日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあっては、1 年）を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給はその半額を減じた額とする。

2 前項に規定するもののほか、基本給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第 58 条 職員等が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 69 条第 1 項第 1 号に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 69 条第 1 項第 1 号に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が 2 年に達するまでは、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 69 条第 1 項第 1 号に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が 1 年に達するまでは、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

4 職員が就業規則第 69 条第 1 項第 2 号に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第 69 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。

6 前項の規定にかかわらず、職員が就業規則 69 条第 1 項第 4 号に定める理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

7 就業規則第 69 条第 1 項第 5 号に定める理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。

8 就業規則第 69 条第 1 項第 6 号に定める理由に該当して休職にされたときは、理事長が別に定めるところにより給与を支給することができる。

9 前各項に規定するもののほか、休職にされた職員等の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(育児休業者等の給与)

第 59 条 就業規則第 48 条の規定により育児休業をする職員等及び就業規則第 50 条の規定により介護休業をする職員等の給与については、育児介護休業規程の定めるところによる。

2 就業規則第 51 条の 2 第 1 項の規定により配偶者同行休業をする職員の給与については、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員の配偶者同行休業に関する規程（平成 27 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 255 号）の定めるところによる。

(復職時調整)

第 60 条 就業規則第 69 条第 1 項の規定により休職にされた職員が復職し、又は外国派遣職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは療養のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、休職期間、外国派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは療養の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じ、復職の日、職務に復帰した日若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）又は復職等の日後最初の第 14 条第 2 項に定める昇給の時期（当該休職等の期間に同項に定める昇給の時期がない場合は、復職等の日から 1 年以内の同項に定める昇給の時期）において、その者の基本給月額を調整することができる。

理 由	引き続き勤務しない期間についての換算率
第 58 条第 1 項及び第 6 項並びに就業規則第 69 条第 1 項第 3 号の休職又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る療養	3 分の 3 以下
外国派遣職員の派遣	
大学院修学休業	
就業規則第 69 条第 1 項第 5 号の休職	3 分の 2 以下
就業規則第 50 条第 1 項の介護休業	2 分の 1 以下
第 58 条第 2 項の休職	
第 58 条第 3 項若しくは第 4 項の休職、就業規則第 40 条第 1 項に規定する病気休暇又は私傷病による療養	3 分の 1 以下
就業規則第 69 条第 1 項第 4 号の休職（第 58 条第 6 号に該当するものを除く。）	
第 58 条第 4 項の休職	0。ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により 3 分の 3 以下とすることができる。
第 58 条第 8 項の休職	理事長が別に定める。
備考	
1 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている基本給月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。	
2 外国派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を業務とみなす。	

- 2 前項の規定を適用した場合において基本給月額に異動を生じない者については、調整期間に相当する期間の範囲内で、理事長が調整することができる。
- 3 第 1 項の規定による調整に際して調整期間に余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、理事長が調整することができる。
- 4 外国派遣職員が職務に復帰した場合又はこれに準ずる場合における基本給月額の調整等について、前 3 項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。

（大阪府からの派遣職員等の給与）

第 61 条 本部事務局長の職にある者及び大阪府からの派遣職員（定年により大阪府を退職後、引き続き採用された者（以下この項において「退職後採用者」という。）を含む。）の給与は、前各条の規定（退職後採用者については第 53 条を除く。）にかかわらず、大阪府において適用される給与の規定によるものとする。

第 5 章 補則

第 62 条 この規程に定めるもののほか、給与の支給に関する取扱いについては、理事長が別に定める。

附 則（平成 18 年規程第 9 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（基本給の切替及び経過措置）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号。以下「給与条例」という。）の適用を受けていた大阪府職員が引き続き法人の職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与条例の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給は、附則別表第2の切替前の号給欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与条例の号給又は基本給月額に対応する同表の切替後の号給欄に定める号給に附則別表3の経過期間を考慮して切り替えるものとする。

（調整額の経過措置）

第3条 基本給の調整額に関する必要な経過措置等については、理事長が別に定める。

第4条 承継職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第1項及び地方独立行政法人大阪府立病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成17年大阪府条例第99号）に基づき、平成18年4月1日に法人の職員となった者をいう。以下同じ。）の昇給については、平成19年1月1日の昇給を行わない。ただし、理事長が別に定める者についてはこの限りではない。

（管理職手当の特例）

第5条 第33条第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。）の管理職手当の月額は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項の規定により定められた額から100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（期末手当の特例）

第6条 第35条の規定にかかわらず、平成18年6月1日から平成22年12月1日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において基準日という。）に係る本部事務局長の職にある者及び大阪府からの派遣職員の期末手当の額は、それぞれ基準日に係る第35条に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 一 管理職手当受給者 100分の6
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の4

（期末手当等に関する経過措置）

第7条 承継職員及びこの職員との均衡上必要があると認められる者については、第35条第5項の規定の適用について、なお大阪府職員の例による。

（勤勉手当の特例）

第8条 第38条の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において基準日という。）に係る本部事務局長の職にある者及び大阪府からの派遣職員の勤勉手当の額は、それぞれ基準日に係る第38条に定める勤勉手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 一 管理職手当受給者 100分の6
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の4

（大阪府職員を対象とした採用選考実施要項に基づく選考合格者に対する、期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間の特例措置）

第8条の2 大阪府職員を対象とした平成24年7月23日付け「地方独立行政法人大阪府立病院機構（大阪府職員を対象とした）職員採用選考実施要項」に基づく選考に合格した者が、地方独立行政法

人大阪府立病院機構職員給与規程の適用を受ける職員となった場合は、基準日以前6箇月以内の期間において大阪府職員として在職及び勤務した期間は、規程の適用を受ける職員として在職及び勤務した期間として、期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間に算入する。

(職員の給与の額に係る特例)

第9条 職員（次の表の左欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の右欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第57条第1項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額を減じた額（以下この項及び第3項において「基本給月額減額基礎額」という。））
- 二 地域手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 三 管理職手当 当該特定職員の基本給月額に対する管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第49条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲で理事長の定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督者の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- 五 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第52条第4項の規定により準用する第49条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲で理事長の定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額の100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）。第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第52条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得

た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額及び地域手当の月額の合計額（同条第3項において準用する第49条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める加算割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第52条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
医療職基本給表（二）	5級
医療職基本給表（三）	6級
事務職基本給表	5級
研究職基本給表	3級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項における給与の額の計算その他同項の規定の実施に必要な事項は理事長が別に定める。
- 3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第43条、第45条、第46条及び第56条並びに育児介護休業規程第19条第1項（育児介護休業規程第27条において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合は、基本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第10条 育児短時間勤務職員に対する前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第9条第1項第1号	基本給月額（当該	基本給月額に算出率を乗じて得た額（当該
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額	に算出率を乗じて得た額を減じた額（
附則第9条第1項第4号及び第5号	基本給月額	基本給月額に算出率で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額に算出率を除して得た額

- 2 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する育児介護休業規程第19条第1項（育児介護休業規程第27条において準用する場合を含む。）の適用については、同項中「第8条」とあるのは、「附則第9条第3項」とする。

附則別表第1（附則第2条第1項関係）～附則別表第3（附則第2条第2項関係） 省略

附 則（平成19年規程第52号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（基本給の切替及び経過措置）

第2条 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 切替日の前日において基本給表（医療職基本給表（一）を除く。以下この条において同じ。）の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

3 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額（基本給の調整額を除く。以下同じ。）が同日において受けていた基本給月額からその百分の1.59に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額（地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程を改正する規程（平成22年規程第136号（以下「平成22年改正規程」という。））による改正後の給与規程の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては当該基本給月額に当該各号に定める率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第9条の表の基本給表欄に掲げる基本給の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項の規定により採用された職員又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（再任用職員又は再任用短時間職員）を除く。）のうち、その職務の級が附則第9条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。

一 平成22年改正規程附則第2条第3項の規定による減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。）
100分の99.1

二 前号に掲げる職員以外の職員（医療職基本給表（一）の適用を受ける職員を除く。）100分99.34

基本給表	職務の級	号俸
医療職基本給表（二）	1級	1号から52号俸まで及び66号俸から172号俸まで
	2級	1号から16号俸まで
	3級	1号から4号俸まで
医療職基本給表（三）	1級	1号から56号俸まで及び78号俸から169号俸まで
	2級	1号から40号俸まで及び93号俸から160号俸まで
	3級	1号から16号俸まで
	4級	1号から4号俸まで
事務職基本給表	1級	1号から56号俸まで及び75号俸から157号俸まで
	2級	1号から8号俸まで
研究職基本給表	1級	1号から32号俸まで

4 前項の規定による基本給を支給される職員の基本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程を改正する規程（平成20年規程第69号）附則第2条第3項の規定による基本給の合計額」とする。ただし、平成20年6月期及び同年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当の基礎となる基本給月額については、改正前の基本給月額によるものとする

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 切替日以後に本給与規程附則第2条第5項の規定の適用を受けていた職員が、同項の規定の適用を受けなくなった場合は、切替日の前日に同条第3項から第5項までの経過措置の適用がなかったとした場合に受けることとなる基本給月額を受けていたものとして前各項を適用するものとする。

(副院長等基本年俸表の切替)

第3条 切替日の前日に医療職基本給表(一)を適用されていた職員が引き続き副院長等基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第3の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた医療職基本給表(一)の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた医療職基本給表(一)基本給表の号俸と同一の号俸とする。

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(その他の経過措置)

第4条 大阪府立身体障害者福祉センター等から割愛採用となる職員の給与及び承継職員である病棟婦の看護助手への職種変更に伴う基本給表等の切替について必要な事項については、理事長が別に定める。

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表

基本給表	旧級	新級
医療職基本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
医療職基本給表(三)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
事務職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級

研究職基本給表	8 級	7 級
	9 級	8 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

備考

- 1 「旧級」とは、切替日（平成 19 年 4 月 1 日）の前日の職務の級である。
- 2 「新級」とは、切替日における職務の級である。

附則別表第 2 基本給表の号俸の切替表

イ 医療職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1	1
6	6	2	1	1	1	1	1
7	7	3	1	1	1	1	1
8	8	4	1	1	1	1	1
9	9	5	1	1	1	1	1
10	10	6	2	1	1	1	1
11	11	7	3	1	1	1	1
12	12	8	4	1	1	1	1
13	13	9	5	1	1	1	1
14	14	10	6	2	1	1	1
15	15	11	7	3	1	1	1
16	16	12	8	4	1	1	1
17	17	13	9	5	1	1	1
18	18	14	10	6	2	1	1
19	19	15	11	7	3	1	1
20	20	16	12	8	4	1	1
21	21	17	13	9	5	1	1
22	22	18	14	10	6	2	1
23	23	19	15	11	7	3	1
24	24	20	16	12	8	4	1
25	25	21	17	13	9	5	1
26	26	22	18	14	10	6	2
27	27	23	19	15	11	7	3
28	28	24	20	16	12	8	4
29	29	25	21	17	13	9	5
30	30	26	22	18	14	10	6

31	31	27	23	19	15	11	7
32	32	28	24	20	16	12	8
33	33	29	25	21	17	13	9
34	34	30	26	22	18	14	10
35	35	31	27	23	19	15	11
36	36	32	28	24	20	16	12
37	37	33	29	25	21	17	13
38	38	34	30	26	22	18	14
39	39	35	31	27	23	19	15
40	40	36	32	28	24	20	16
41	41	37	33	29	25	21	17
42	42	38	34	30	26	22	18
43	43	39	35	31	27	23	19
44	44	40	36	32	28	24	20
45	45	41	37	33	29	25	21
46	46	42	38	34	30	26	22
47	47	43	39	35	31	27	23
48	48	44	40	36	32	28	24
49	49	45	41	37	33	29	25
50	50	46	42	38	34	30	26
51	51	47	43	39	35	31	27
52	52	48	44	40	36	32	28
53	53	49	45	41	37	33	29
54	54	50	46	42	38	34	30
55	55	51	47	43	39	35	31
56	56	52	48	44	40	36	32
57	57	53	49	45	41	37	33
58	58	54	50	46	42	38	34
59	59	55	51	47	43	39	35
60	60	56	52	48	44	40	36
61	61	57	53	49	45	41	37
62	62	58	54	50	46	42	
63	63	59	55	51	47	43	
64	64	60	56	52	48	44	
65	65	61	57	53	49	45	
66	66	62	58	54	50	46	
67	67	63	59	55	51	47	
68	68	64	60	56	52	48	
69	69	65	61	57	53	49	
70	70	66	62	58	54	50	
71	71	67	63	59	55	51	
72	72	68	64	60	56	52	
73	73	69	65	61	57	53	

74	74	70	66	62	58		
75	75	71	67	63	59		
76	76	72	68	64	60		
77	77	73	69	65	61		
78	78	74	70	66	62		
79	79	75	71	67	63		
80	80	76	72	68	64		
81	81	77	73	69	65		
82	82	78	74	70	66		
83	83	79	75	71	67		
84	84	80	76	72	68		
85	85	81	77	73	69		
86	86	82	78	74	70		
87	87	83	79	75	71		
88	88	84	80	76	72		
89	89	85	81	77	73		
90	90	86	82	78	74		
91	91	87	83	79	75		
92	92	88	84	80	76		
93	93	89	85	81			
94	94	90	86	82			
95	95	91	87	83			
96	96	92	88	84			
97	97	93	89	85			
98	98	94	90	86			
99	99	95	91	87			
100	100	96	92	88			
101	101	97	93	89			
102	102	98	94	90			
103	103	99	95	91			
104	104	100	96	92			
105	105	101	97	93			
106	106	102	98	94			
107	107	103	99	95			
108	108	104	100	96			
109	109	105	101				
110	110	106	102				
111	111	107	103				
112	112	108	104				
113	113	109	105				
114	114	110					
115	115	111					
116	116	112					

117	117	113					
118	118						
119	119						
120	120						
121	121						
122	122						
123	123						
124	124						
125	125						
126	126						
127	127						
128	128						
129	129						
130	130						
131	131						
132	132						
133	133						
134	134						
135	135						
136	136						
137	137						
138	138						
139	139						
140	140						
141	141						
142	142						
143	143						
144	144						
145	145						
146	146						
147	147						
148	148						
149	149						
150	150						
151	151						
152	152						
153	153						
154	154						
155	155						
156	156						
157	157						
158	158						
159	159						

160	160						
161	161						
162	162						
163	163						
164	164						
165	165						
166	166						
167	167						
168	168						
169	169						
170	170						
171	171						
172	172						

ロ 医療職基本給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1	1
6	6	6	2	1	1	1	1
7	7	7	3	1	1	1	1
8	8	8	4	1	1	1	1
9	9	9	5	1	1	1	1
10	10	10	6	2	1	1	1
11	11	11	7	3	1	1	1
12	12	12	8	4	1	1	1
13	13	13	9	5	1	1	1
14	14	14	10	6	2	1	1
15	15	15	11	7	3	1	1
16	16	16	12	8	4	1	1
17	17	17	13	9	5	1	1
18	18	18	14	10	6	2	1
19	19	19	15	11	7	3	1
20	20	20	16	12	8	4	1
21	21	21	17	13	9	5	1
22	22	22	18	14	10	6	2
23	23	23	19	15	11	7	3
24	24	24	20	16	12	8	4
25	25	25	21	17	13	9	5
26	26	26	22	18	14	10	6

27	27	27	23	19	15	11	7
28	28	28	24	20	16	12	8
29	29	29	25	21	17	13	9
30	30	30	26	22	18	14	10
31	31	31	27	23	19	15	11
32	32	32	28	24	20	16	12
33	33	33	29	25	21	17	13
34	34	34	30	26	22	18	14
35	35	35	31	27	23	19	15
36	36	36	32	28	24	20	16
37	37	37	33	29	25	21	17
38	38	38	34	30	26	22	18
39	39	39	35	31	27	23	19
40	40	40	36	32	28	24	20
41	41	41	37	33	29	25	21
42	42	42	38	34	30	26	22
43	43	43	39	35	31	27	23
44	44	44	40	36	32	28	24
45	45	45	41	37	33	29	25
46	46	46	42	38	34	30	26
47	47	47	43	39	35	31	27
48	48	48	44	40	36	32	28
49	49	49	45	41	37	33	29
50	50	50	46	42	38	34	30
51	51	51	47	43	39	35	31
52	52	52	48	44	40	36	32
53	53	53	49	45	41	37	33
54	54	54	50	46	42	38	34
55	55	55	51	47	43	39	35
56	56	56	52	48	44	40	36
57	57	57	53	49	45	41	37
58	58	58	54	50	46	42	38
59	59	59	55	51	47	43	39
60	60	60	56	52	48	44	40
61	61	61	57	53	49	45	41
62	62	62	58	54	50	46	42
63	63	63	59	55	51	47	43
64	64	64	60	56	52	48	44
65	65	65	61	57	53	49	45
66	66	66	62	58	54	50	46
67	67	67	63	59	55	51	47
68	68	68	64	60	56	52	48
69	69	69	65	61	57	53	49

70	70	70	66	62	58	54	50
71	71	71	67	63	59	55	51
72	72	72	68	64	60	56	52
73	73	73	69	65	61	57	53
74	74	74	70	66	62	58	54
75	75	75	71	67	63	59	55
76	76	76	72	68	64	60	56
77	77	77	73	69	65	61	57
78	78	78	74	70	66	62	
79	79	79	75	71	67	63	
80	80	80	76	72	68	64	
81	81	81	77	73	69	65	
82	82	82	78	74	70	66	
83	83	83	79	75	71	67	
84	84	84	80	76	72	68	
85	85	85	81	77	73	69	
86	86	86	82	78	74		
87	87	87	83	79	75		
88	88	88	84	80	76		
89	89	89	85	81	77		
90	90	90	86	82	78		
91	91	91	87	83	79		
92	92	92	88	84	80		
93	93	93	89	85	81		
94	94	94	90	86	82		
95	95	95	91	87	83		
96	96	96	92	88	84		
97	97	97	93	89	85		
98	98	98	94	90	86		
99	99	99	95	91	87		
100	100	100	96	92	88		
101	101	101	97	93	89		
102	102	102	98	94	90		
103	103	103	99	95	91		
104	104	104	100	96	92		
105	105	105	101	97	93		
106	106	106	102	98	94		
107	107	107	103	99	95		
108	108	108	104	100	96		
109	109	109	105	101	97		
110	110	110	106	102	98		
111	111	111	107	103			
112	112	112	108	104			

113	113	113	109	105			
114	114	114	110	106			
115	115	115	111	107			
116	116	116	112	108			
117	117	117	113	109			
118	118	118	114	110			
119	119	119	115	111			
120	120	120	116	112			
121	121	121	117	113			
122	122	122	118				
123	123	123	119				
124	124	124	120				
125	125	125	121				
126	126	126	122				
127	127	127	123				
128	128	128	124				
129	129	129	125				
130	130	130					
131	131	131					
132	132	132					
133	133	133					
134	134	134					
135	135	135					
136	136	136					
137	137	137					
138	138	138					
139	139	139					
140	140	140					
141	141	141					
142	142	142					
143	143	143					
144	144	144					
145	145	145					
146	146	146					
147	147	147					
148	148	148					
149	149	149					
150	150	150					
151	151	151					
152	152	152					
153	153	153					
154	154	154					
155	155	155					

156	156	156					
157	157	157					
158	158	158					
159	159	159					
160	160	160					
161	161						
162	162						
163	163						
164	164						
165	165						
166	166						
167	167						
168	168						
169	169						

ハ 事務職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	5	1	1	1	1	1	1
2	2	1	6	1	1	1	1	1	1
3	3	1	7	1	1	1	1	1	1
4	4	1	8	1	1	1	1	1	1
5	5	1	9	1	1	1	1	1	1
6	6	2	10	1	1	1	1	1	1
7	7	3	11	1	1	1	1	1	1
8	8	4	12	1	1	1	1	1	1
9	9	5	13	1	1	1	1	1	1
10	10	6	14	2	1	1	1	1	1
11	11	7	15	3	1	1	1	1	1
12	12	8	16	4	1	1	1	1	1
13	13	9	17	5	1	1	1	1	1
14	14	10	18	6	2	1	1	1	1
15	15	11	19	7	3	1	1	1	1
16	16	12	20	8	4	1	1	1	1
17	17	13	21	9	5	1	1	1	1
18	18	14	22	10	6	2	1	1	1
19	19	15	23	11	7	3	1	1	1
20	20	16	24	12	8	4	1	1	1
21	21	17	25	13	9	5	1	1	1
22	22	18	26	14	10	6	2	1	1
23	23	19	27	15	11	7	3	1	1
24	24	20	28	16	12	8	4	1	1
25	25	21	29	17	13	9	5	1	1

26	26	22	30	18	14	10	6	2	2
27	27	23	31	19	15	11	7	3	3
28	28	24	32	20	16	12	8	4	4
29	29	25	33	21	17	13	9	5	5
30	30	26	34	22	18	14	10	6	6
31	31	27	35	23	19	15	11	7	7
32	32	28	36	24	20	16	12	8	8
33	33	29	37	25	21	17	13	9	9
34	34	30	38	26	22	18	14	10	10
35	35	31	39	27	23	19	15	11	11
36	36	32	40	28	24	20	16	12	12
37	37	33	41	29	25	21	17	13	13
38	38	34	42	30	26	22	18	14	14
39	39	35	43	31	27	23	19	15	15
40	40	36	44	32	28	24	20	16	16
41	41	37	45	33	29	25	21	17	17
42	42	38	46	34	30	26	22	18	18
43	43	39	47	35	31	27	23	19	19
44	44	40	48	36	32	28	24	20	20
45	45	41	49	37	33	29	25	21	21
46	46	42	50	38	34	30	26	22	22
47	47	43	51	39	35	31	27	23	23
48	48	44	52	40	36	32	28	24	24
49	49	45	53	41	37	33	29	25	25
50	50	46	54	42	38	34	30	26	26
51	51	47	55	43	39	35	31	27	27
52	52	48	56	44	40	36	32	28	28
53	53	49	57	45	41	37	33	29	29
54	54	49	58	46	42	38	34	30	30
55	55	50	59	47	43	39	35	31	31
56	56	50	60	48	44	40	36	32	32
57	57	51	61	49	45	41	37	33	33
58	58	51	62	50	46	42	38	34	34
59	59	52	63	51	47	43	39	35	35
60	60	52	64	52	48	44	40	36	36
61	61	53	65	53	49	45	41	37	37
62	62	54	66	54	50	46	42	38	38
63	63	55	67	55	51	47	43	39	39
64	64	56	68	56	52	48	44	40	40
65	65	57	69	57	53	49	45	41	41
66	66	57	70	58	54	50	46	42	42
67	67	58	71	59	55	51	47	43	43
68	68	58	72	60	56	52	48	44	44

69	69	59	73	61	57	53	49	45	45
70	70	59	74	62	58	54	50	46	46
71	71	60	75	63	59	55	51	47	47
72	72	60	76	64	60	56	52	48	48
73	73	61	77	65	61	57	53	49	49
74	74	61	78	66	62	58	54	50	
75	75	61	79	67	63	59	55	51	
76	76	62	80	68	64	60	56	52	
77	77	62	81	69	65	61	57	53	
78	78	62	82	70	66	62	58		
79	79	63	83	71	67	63	59		
80	80	63	84	72	68	64	60		
81	81	63	85	73	69	65	61		
82	82	64	86	74	70	66			
83	83	64	87	75	71	67			
84	84	64	88	76	72	68			
85	85	65	89	77	73	69			
86	86	65	90	78	74	70			
87	87	66	91	79	75	71			
88	88	66	92	80	76	72			
89	89	67	93	81	77	73			
90	90	67	94	82	78	74			
91	91	68	95	83	79	75			
92	92	68	96	84	80	76			
93	93	69	97	85	81	77			
94	94	70	98	86	82	78			
95	95	71	99	87	83	79			
96	96	72	100	88	84	80			
97	97	73	101	89	85	81			
98	98	73	102	90	86	82			
99	99	74	103	91	87	83			
100	100	74	104	92	88				
101	101	75	105	93	89				
102	102	75	106	94	90				
103	103	76	107	95	91				
104	104	76	108	96	92				
105	105	77	109	97	93				
106	106	78	110		94				
107	107	79	111		95				
108	108	80	112		96				
109	109	81	113						
110	110	82							
111	111	83							

112	112	84							
113	113	85							
114	114	86							
115	115	87							
116	116	88							
117	117	89							
118	118	90							
119	119	91							
120	120	92							
121	121	93							
122	122	94							
123	123	95							
124	124	96							
125	125	97							
126	126	98							
127	127	99							
128	128	100							
129	129	101							
130	130	102							
131	131	103							
132	132	104							
133	133	105							
134	134	106							
135	135	107							
136	136	108							
137	137	109							
138	138	110							
139	139	111							
140	140	112							
141	141	113							
142	142								
143	143								
144	144								
145	145								
146	146								
147	147								
148	148								
149	149								
150	150								
151	151								
152	152								
153	153								
154	154								

155	155								
156	156								
157	157								

二 研究職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	2	1
11	11	3	1
12	12	4	1
13	13	5	1
14	14	6	1
15	15	7	1
16	16	8	1
17	17	9	1
18	18	10	1
19	19	11	1
20	20	12	1
21	21	13	1
22	22	14	1
23	23	15	1
24	24	16	1
25	25	17	1
26	26	18	2
27	27	19	3
28	28	20	4
29	29	21	5
30	30	22	6
31	31	23	7
32	32	24	8
33	33	25	9
34	34	26	10
35	35	27	11
36	36	28	12

37	37	29	13
38	38	30	14
39	39	31	15
40	40	32	16
41	41	33	17
42	42	34	18
43	43	35	19
44	44	36	20
45	45	37	21
46	46	38	22
47	47	39	23
48	48	40	24
49	49	41	25
50	50	42	26
51	51	43	27
52	52	44	28
53	53	45	29
54	54	46	30
55	55	47	31
56	56	48	32
57	57	49	33
58	58	50	34
59	59	51	35
60	60	52	36
61	61	53	37
62	62	54	38
63	63	55	39
64	64	56	40
65	65	57	41
66	66	58	42
67	67	59	43
68	68	60	44
69	69	61	45
70	70	62	46
71	71	63	47
72	72	64	48
73	73	65	49
74	74	66	50
75	75	67	51
76	76	68	52
77	77	69	53
78	78	70	54
79	79	71	55

80	80	72	56
81	81	73	57
82	82	74	58
83	83	75	59
84	84	76	60
85	85	77	61
86	86	78	62
87	87	79	63
88	88	80	64
89	89	81	65
90	90	82	66
91	91	83	67
92	92	84	68
93	93	85	69
94	94	86	70
95	95	87	71
96	96	88	72
97	97	89	73
98	98		74
99	99		75
100	100		76
101	101		77
102	102		78
103	103		79
104	104		80
105	105		81
106	106		82
107	107		83
108	108		84
109	109		85
110	110		86
111	111		87
112	112		88
113	113		89
114	114		90
115	115		91
116	116		92
117	117		93
118	118		94
119	119		95
120	120		96
121	121		97
122			98

123			99
124			100
125			101
126			102
127			103
128			104
129			105
130			106

備考

- 1 「旧号俸」とは、切替日（平成19年4月1日）の前日の号俸である。
- 2 「新号俸」とは、切替日における号俸である。

附則別表第3 副院長等基本年俸表の職務の級の切替表

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職基本給表（一）	2級	副院長等基本年俸表	1級
	3級		2級

附 則（平成19年規程第62号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第27条第1項第4号及び第2項第4号の規定は、同年7月1日から適用する。

（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

第2条 改正後の職員給与規程第21条の規定による管理職手当の額が、旧管理職手当額（施行日の前日に受けていた管理職手当の額をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と旧管理職手当額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成19年10月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

第3条 施行日以後に、施行日前日の管理職手当の支給区分の職より低い区分の職に異動した場合、同日の職務の級より下位の職務の級に降格した場合、その両方があった場合又は基本給表を異にする異動をした場合は、同日にそれぞれの異動又は降格をしたならば受けることとなる管理職手当の額を旧管理職手当額とみなして、前条の規定を適用する。

附 則（平成20年規程第64号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年12月1日から適用する。

（昇給の特例等）

第2条 承継職員（理事長が別に定める者を除く。）の平成20年1月1日の昇給については、第14条第1項の規定に関わらず、平成18年4月1日から平成19年12月31日まで期間の勤務日数の4分の1以上の日数を良好な成績で勤務したときは、3号俸上位の号俸に昇給させることができる。

2 大阪府からの派遣職員に係る扶養手当、給料表の改正及び号給の切替の取扱いについては、大阪府

職員の例により平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年規程第 6 6 号）

（期末手当及び勤勉手当の特例）

- 1 職員（大阪府からの派遣職員を除く。）の平成 19 年 12 月に支給する期末手当については、第 35 条第 2 項中「100 分の 160」とあるのは「100 分の 162.5」と、「100 分の 140」とあるのは「100 分の 142.5」とする。
- 2 職員（大阪府からの派遣職員を除く。）の平成 19 年 12 月に支給する勤勉手当については、第 38 条第 2 項中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 75」と、「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 95」とする。

（内払）

- 3 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成 20 年規程第 6 9 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（号俸の切替等）

- 第 2 条 平成 20 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において別表第 1 ロから別表第 3 までの基本給表（以下「基本給表」という。）の適用を受けた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸の号数に 3 を加えて得た号数（その号数がその者が属していた職務の級の最高の号俸の号数を超えることとなる場合にあっては、当該最高の号俸の号数）の号俸とする。
- 2 前項において号俸を切替えた職員の平成 21 年 1 月 1 日の昇給については、第 14 条第 1 項の規定に関わらず、昇給期間における勤務日数の 4 分の 1 以上の日数を良好な成績で勤務したときは、3 号俸上位の号俸に昇給させることができる。

附 則（平成 20 年規程第 7 6 号）

（施行期日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規程第 9 3 号）

（施行期日）

- 第 1 条 この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行（本部事務局長の職にある者及び大阪府からの派遣職員を除く）し、第 19 条第 2 項第 2 号ヌから同号ワまでの改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。
- （基本給の特例）

- 第 2 条 本部事務局長の職にある者の基本給の月額、第 10 条の規定にかかわらず、平成 20 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、同条の規定により定められる額から 100 分の 14 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 2 大阪府からの派遣職員の基本給の月額については、大阪府職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の規定による。

附 則（平成 20 年規程第 10 3 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第104号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（施行期日）

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第35条第2項及び第3項並びに第38条第2項の規定の適用については、第35条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の130、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の130」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第38条第2項第1項中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の87.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年規程第114号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成21年規程第119号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成21年規程第124号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規程第136号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規程第147号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から適用する。

附 則（平成22年規程第150号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月8日から適用する。

附 則（平成23年規程第159号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日から適用する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者を除く。）のうち、平成22年1月1日において第14条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、就業規則第33条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、就業規則第33条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする」とする。

附 則（平成23年規程第170号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年1月1日から適用する。

附 則（平成23年規程第181号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規程第183号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、本給与規程第35条、第41条及び附則第9条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において、「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年6月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される基本給並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成19年規程附則第2条の規定の適用を受けない職員に限る。）、副院長等基本年俸表若しくは医療職基本給表（一）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この条において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき基本給、扶養手当、住宅手当、地域手当及び管理職手当の月額（附則第9条の規定により給与が減ぜられていて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年5月までの月数（平成23年4月1日から平成24年5月31日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

基本給表	職務の級	号俸
医療職基本給表（二）	1 級	1 号から 172 号俸まで
	2 級	1 号から 68 号俸まで
	3 級	1 号から 56 号俸まで
	4 級	1 号から 40 号俸まで
	5 級	1 号から 24 号俸まで
	6 級	1 号から 8 号俸まで
医療職基本給表（三）	1 級	1 号から 169 号俸まで
	2 級	1 号から 92 号俸まで及び 96 号から 160 号まで
	3 級	1 号から 68 号俸まで
	4 級	1 号から 56 号まで
	5 級	1 号から 40 号まで
	6 級	1 号から 20 号まで
	7 級	1 号から 4 号俸まで
事務職基本給表	1 級	1 号から 157 号俸まで
	2 級	1 号から 60 号俸まで
	3 級	1 号から 44 号俸まで
	4 級	1 号から 36 号俸まで
	5 級	1 号から 28 号俸まで
	6 級	1 号から 16 号俸まで
	7 級	1 号から 4 号俸まで
研究職基本給表	1 級	1 号から 84 号俸まで
	2 級	1 号から 52 号俸まで
	3 級	1 号から 16 号俸まで

二 平成 23 年 6 月 1 日において、減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額及び同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）に同月支給された期末手当・勤勉手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

（その他の必要な事項）

第 3 条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の本給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成 24 年規程第 192 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 24 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）

第 2 条 平成 24 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 35 条第 2 項及び第 3 項並びに第 38 条第 2 項の規定の適用については、第 35 条第 2 項中「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 150」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 130」と、同条第 3 項中「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」とあるのは「100 分の 150」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 70」とあるのは「100 分の 130」とあるのは「100 分の 75」と、第 38 条第 2 項第 2 号中「100 分の 32.5」とあるのは「100 分の 35」と、「100 分の 42.5」とあるのは「100 分の 45」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年規程第196号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第206号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第230号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第32条第1項の規定は、平成25年12月1日から適用する。

（内払）

3 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて平成25年12月31日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

（基本給の特例）

4 本部事務局長の職にある者の基本給の月額、第10条第3項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、同項の規定により定められる額から100分の3.1に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

5 大阪府からの派遣職員の基本給の月額については、大阪府職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例（平成26年大阪府条例第2号）の規定による。

附 則（平成26年規程第248号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第257号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成27年3月25日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第5条の改正規定を除く。）による改正後の給与規程（以下「新給与規程」という。）及び第2条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則（以下「新任期付職員就業規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（内払）

3 新給与規程又は新任期付職員就業規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程又は第2条の規定による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則の規定に基づいて平成26年4月1日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与規程又は新任期付職員就業規則の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

4 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が

定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の基本給表(基本年俸表を含む。以下同じ。)の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額(給与規程第10条第4項の規定により基本給の月額とみなされる場合を含む。以下同じ。)が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 6 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、この規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給として支給する。
- 7 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 8 前3項の規定により基本給が支給される職員については、給与規程中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額(第10条第4項の規定により基本給の月額とみなされる場合を含む。)」と地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第257号)附則第5項から第7項までの規定による基本給の合計額」と読み替えて適用する。

(55歳を超える職員の基本給の切替に伴う経過措置の特例)

- 9 職員給与規程附則第9条第1項に規定する特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、附則第5項から第7項までの規定により基本給として支給する額からその額の100分の1.5に相当する額を減ずる。
- 10 前項の定めにより附則第5項から第7項までの規定による基本給が減じられた職員における附則第8項の規定の適用については、「附則第5項」とあるのは「附則第9項の規定により減じた後の同規程附則第5項」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

- 11 切替日の前日において、第3条の規定による改正前の給与規程第27条第3項の規定による通勤手当の額が55,000円に同項に規定する支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えていた職員の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の通勤手当については、第3条の規定による改正後の給与規程第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(委任)

- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成28年規程第275号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月27日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程、第2条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程及び第3条による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(内払)

3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程、第2条の規定による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程及び第3条による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則の規定に基づいて、平成27年12月1日以後の分として支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程、第2条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程及び第3条による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成28年規程第281号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(基本給の切替え等)

第2条 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(第1条の規定による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程(以下「旧給与規程」という。)第10条第5項及び別表第5の規定により定められた職務の級(以下「規程の級」という。)以外の職務の級に属していた者にあつては、規程の級をその者が属していた職務の級とみなす。以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げる職務の級であつた職員等の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2以上の職務の級が掲げられているときは、第1条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程別表第5に定めるところにより、職務の級を決定する。

2 切替日の前日において基本給表(医療職基本給表(一)及び研究職基本給表を除く。以下この条において同じ。)の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

3 第1項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級及び旧号俸に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

4 第1項の規定による級の切替えを受けない職員等であつて、旧号俸が第1条の規定による地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程の改正による切替えにおいて廃止された号俸であるものの新号俸は、その職員等の属する職務の級の最も高い号俸とする。

5 切替日の前日に医療職基本給表(三)又は事務職基本給表を適用されていた職員等が引き続き基本年俸表(三)又は基本年俸表(二)の適用を受ける職員等となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第4の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

6 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員等の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた医療職基本給表(三)又は事務職基本給表の号俸に応じて附則別表第5に定める号俸とする。

(経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等で、その者の受ける基本給月額(地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第257号)附則第5項から第7項までの規定により差額に相当する額を基本給として支給されている者にあつては、当該差額を除く。)が、旧給与規程の規定により算出した基本給月額に期間の区分に応じて附則別表第6に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数

が生じたときは、これを切り上げた額) に達しないことになる職員等（規程の級以外の職務の級に属していた職員等その他理事長が定める職員等を除く。）には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員等（前項に規定する職員等を除く。）について、この規定による基本給を支給される職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該職員等には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給として支給する。

3 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員等について、その異動の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表

基本給表	旧級	新級
医療職基本給表（二）	1級	1級
	2級	1級
		2級
	3級	2級
		3級
		4級
	4級	3級
		4級
		5級
	5級	5級
		6級
医療職基本給表（三）	6級	6級
	7級	7級
	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	3級
事務職給料表	5級	4級
	6級	5級
	1級	1級
	2級	2級
	3級	2級
		3級
	4級	4級
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級

備考

1 「旧級」とは、切替日（平成28年4月1日）の前日の職務の級である。

2 「新級」とは、切替日における職務の級である。

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

イ 医療職基本給表（二）の適用を受ける職員等の新号俸

旧号俸	旧級		
	1級	6級	7級
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36

37	37	37	37
38	38	38	
39	39	39	
40	40	40	
41	41	41	
42	42	42	
43	43	43	
44	44	44	
45	45	45	
46	46	46	
47	47	47	
48	48	48	
49	49	49	
50	50	50	
51	51	51	
52	52	52	
53	53	53	
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		

80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		
106	106		
107	107		
108	108		
109	109		
110	110		
111	111		
112	112		
113	113		
114	114		
115	115		
116	116		
117	117		
118	118		
119	119		
120	120		
121	121		
122	122		

123	123		
124	124		
125	125		
126	126		
127	127		
128	128		
129	129		
130	130		
131	131		
132	132		
133	133		
134	134		
135	135		
136	136		
137	137		
138	138		
139	139		
140	140		
141	141		
142	142		
143	143		
144	144		
145	145		
146	146		
147	147		
148	148		
149	149		
150	150		
151	151		
152	152		
153	153		
154	153		
155	153		
156	153		
157	153		
158	153		
159	153		
160	153		
161	153		
162	153		
163	153		
164	153		
165	153		

166	153		
167	153		
168	153		
169	153		
170	153		
171	153		
172	153		

ロ 医療職基本給表（三）の適用を受ける職員等の新号俸

旧号俸	旧級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	18	22	27
2	2	2	2	19	23	28
3	3	3	3	20	24	29
4	4	4	4	21	26	31
5	5	5	5	22	27	32
6	6	6	6	24	28	34
7	7	7	7	24	29	35
8	8	8	8	25	30	37
9	9	9	9	26	31	38
10	10	10	10	27	32	39
11	11	11	11	28	34	40
12	12	12	12	29	35	42
13	13	13	13	30	36	43
14	14	14	14	31	37	44
15	15	15	15	32	38	46
16	16	16	16	33	39	47
17	17	17	17	34	41	49
18	18	18	18	35	42	50
19	19	19	19	36	43	52
20	20	20	20	37	44	53
21	21	21	21	38	45	55
22	22	22	22	39	46	57
23	23	23	23	40	47	59
24	24	24	24	41	48	61
25	25	25	25	42	50	64
26	26	26	26	43	51	66
27	27	27	27	44	52	68
28	28	28	28	45	53	71
29	29	29	29	46	54	74
30	30	30	30	47	55	78
31	31	31	31	48	56	82
32	32	32	32	50	58	87

33	33	33	33	51	59	91
34	34	34	34	52	60	93
35	35	35	35	53	62	93
36	36	36	36	54	63	93
37	37	37	37	55	65	93
38	38	38	38	56	66	93
39	39	39	39	58	67	93
40	40	40	40	59	69	93
41	41	41	41	60	70	93
42	42	42	42	62	71	93
43	43	43	43	63	73	93
44	44	44	44	64	74	93
45	45	45	45	65	76	93
46	46	46	46	66	77	93
47	47	47	47	67	79	93
48	48	48	48	68	80	93
49	49	49	49	69	83	93
50	50	50	50	71	85	93
51	51	51	51	72	88	93
52	52	52	52	73	91	93
53	53	53	53	75	94	93
54	54	54	54	76	97	93
55	55	55	55	77	99	93
56	56	56	56	78	101	93
57	57	57	57	79	104	93
58	58	58	58	80	105	93
59	59	59	59	81	107	93
60	60	60	60	82	109	93
61	61	61	61	83	111	93
62	62	62	62	84	112	93
63	63	63	63	86	113	93
64	64	64	64	87	113	93
65	65	65	65	88	113	93
66	66	66	66	89	113	93
67	67	67	67	91	113	93
68	68	68	68	92	113	93
69	69	69	69	94	113	93
70	70	70	70	95	113	
71	71	71	71	97	113	
72	72	72	72	100	113	
73	73	73	73	101	113	
74	74	74	74	104	113	
75	75	75	75	107	113	

76	76	76	76	109	113	
77	77	77	77	111	113	
78	78	78	78	112	113	
79	79	79	79	114	113	
80	80	80	80	115	113	
81	81	81	81	117	113	
82	82	82	82	118	113	
83	83	83	83	119	113	
84	84	84	84	120	113	
85	85	85	85	122	113	
86	86	86	86	123	113	
87	87	87	87	124	113	
88	88	88	88	125	113	
89	89	89	89	125	113	
90	90	90	90	125	113	
91	91	91	91	125	113	
92	92	92	92	125	113	
93	93	93	93	125	113	
94	94	94	94	125	113	
95	95	95	95	125	113	
96	96	96	96	125	113	
97	97	97	97	125	113	
98	98	98	98	125	113	
99	99	99	99	125		
100	100	100	100	125		
101	101	101	101	125		
102	102	102	102	125		
103	103	103	103	125		
104	104	104	104	125		
105	105	105	105	125		
106	106	106	106	125		
107	107	107	107	125		
108	108	108	108	125		
109	109	109	109	125		
110	110	110	110	125		
111	111	111	111	125		
112	112	112	112	125		
113	113	113	113	125		
114	114	114	114			
115	115	115	115			
116	116	116	116			
117	117	117	117			
118	118	118	118			

119	119	119	119			
120	120	120	120			
121	121	121	121			
122	122	122	122			
123	123	123	123			
124	124	124	124			
125	125	125	125			
126	126	126				
127	127	127				
128	128	128				
129	129	129				
130	130	130				
131	131	131				
132	132	132				
133	133	133				
134	134	134				
135	135	135				
136	136	136				
137	137	137				
138	138	138				
139	139	139				
140	140	140				
141	141	141				
142	142	142				
143	143	143				
144	144	144				
145	145	145				
146	146	146				
147	147	147				
148	148	148				
149	149	149				
150	150	150				
151	151	151				
152	152	152				
153	153	153				
154	154	153				
155	155	153				
156	156	153				
157	157	153				
158	158	153				
159	159	153				
160	160	153				
161	161					

162	162					
163	163					
164	164					
165	165					
166	166					
167	167					
168	168					
169	169					

ハ 事務職基本給表の適用を受ける職員等の新号俸

旧号俸	旧級					
	1級	2級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	15	22	21
2	2	2	2	16	24	22
3	3	3	3	17	25	23
4	4	4	4	18	26	24
5	5	5	5	19	27	26
6	6	6	6	20	28	27
7	7	7	7	21	30	28
8	8	8	8	22	31	30
9	9	9	9	23	33	31
10	10	10	10	24	35	33
11	11	11	11	26	36	35
12	12	12	12	27	38	36
13	13	13	13	28	40	38
14	14	14	14	29	42	40
15	15	15	15	30	44	43
16	16	16	16	31	48	46
17	17	17	17	32	50	49
18	18	18	18	33	56	54
19	19	19	19	34	62	59
20	20	20	20	35	68	61
21	21	21	21	37	75	61
22	22	22	22	38	82	61
23	23	23	23	39	85	61
24	24	24	24	41	85	61
25	25	25	25	43	85	61
26	26	26	26	44	85	61
27	27	27	27	47	85	61
28	28	28	28	49	85	61
29	29	29	29	51	85	61
30	30	30	30	53	85	61
31	31	31	31	56	85	61

32	32	32	32	58	85	61
33	33	33	33	61	85	61
34	34	34	34	64	85	61
35	35	35	35	66	85	61
36	36	36	36	69	85	61
37	37	37	37	72	85	61
38	38	38	38	75	85	61
39	39	39	39	79	85	61
40	40	40	40	83	85	61
41	41	41	41	87	85	61
42	42	42	42	92	85	61
43	43	43	43	93	85	61
44	44	44	44	93	85	61
45	45	45	45	93	85	61
46	46	46	46	93	85	61
47	47	47	47	93	85	61
48	48	48	48	93	85	61
49	49	49	49	93	85	61
50	50	50	50	93	85	61
51	51	51	51	93	85	61
52	52	52	52	93	85	61
53	53	53	53	93	85	61
54	54	54	54	93	85	
55	55	55	55	93	85	
56	56	56	56	93	85	
57	57	57	57	93	85	
58	58	58	58	93	85	
59	59	59	59	93	85	
60	60	60	60	93	85	
61	61	61	61	93	85	
62	62	62	62	93		
63	63	63	63	93		
64	64	64	64	93		
65	65	65	65	93		
66	66	66	66	93		
67	67	67	67	93		
68	68	68	68	93		
69	69	69	69	93		
70	70	70	70	93		
71	71	71	71	93		
72	72	72	72	93		
73	73	73	73	93		
74	74	74	74	93		

75	75	75	75	93		
76	76	76	76	93		
77	77	77	77	93		
78	78	78	78	93		
79	79	79	79	93		
80	80	80	80	93		
81	81	81	81	93		
82	82	82	82	93		
83	83	83	83	93		
84	84	84	84	93		
85	85	85	85	93		
86	86	86	86			
87	87	87	87			
88	88	88	88			
89	89	89	89			
90	90	90	90			
91	91	91	91			
92	92	92	92			
93	93	93	93			
94	94	94	93			
95	95	95	93			
96	96	96	93			
97	97	97				
98	98	98				
99	99	99				
100	100	100				
101	101	101				
102	102	102				
103	103	103				
104	104	104				
105	105	105				
106	106	106				
107	107	107				
108	108	108				
109	109	109				
110	110	110				
111	111	111				
112	112	112				
113	113	113				
114	114					
115	115					
116	116					
117	117					

118	118					
119	119					
120	120					
121	121					
122	122					
123	123					
124	124					
125	125					
126	126					
127	127					
128	128					
129	129					
130	130					
131	131					
132	132					
133	133					
134	134					
135	135					
136	136					
137	137					
138	138					
139	139					
140	140					
141	141					
142	142					
143	143					
144	144					
145	145					
146	146					
147	147					
148	148					
149	149					
150	150					
151	151					
152	152					
153	153					
154	154					
155	155					
156	156					
157	157					

備考

- 1 「旧号俸」とは、切替日（平成28年4月1日）の前日の号俸である。
- 2 「新号俸」とは、切替日における号俸である。

- 3 切替日の前日において現に受けていた号俸の基本給の月額が、第1項の規定により切り替えられた級の最も高い号俸の基本給の月額以上である者にあつては、附則第2条第2項の規定にかかわらず、当該最も高い号俸をその者の切替日における号俸とする。

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表

イ 医療職基本給表（二）

(イ) 旧級が医療職基本給表（二）の2級である職員の新号給

旧号俸	新級	
	1級	2級
1	42	1
2	43	2
3	44	3
4	45	4
5	46	5
6	48	6
7	49	7
8	50	8
9	51	9
10	52	10
11	53	11
12	54	12
13	55	13
14	57	14
15	57	15
16	59	16
17	60	17
18	61	18
19	62	19
20	63	20
21	64	21
22	65	22
23	66	23
24	67	24
25	67	25
26	68	26
27	69	27
28	70	28

29	72	29
30	73	30
31	76	31
32	79	32
33	81	33
34	85	34
35	89	35
36	94	36
37	98	37
38	103	38
39	109	39
40	116	40
41	124	41
42	132	42
43	144	43
44	153	44
45	153	45
46	153	46
47	153	47
48	153	48
49	153	49
50	153	50
51	153	51
52	153	52
53	153	53
54	153	54
55	153	55
56	153	56
57	153	57
58	153	58
59	153	59
60	153	60
61	153	61
62	153	62
63	153	63
64	153	64
65	153	65
66	153	66
67	153	67
68	153	68
69	153	69
70	153	70
71	153	71

72	153	72
73	153	73
74	153	74
75	153	75
76	153	76
77	153	77
78	153	78
79	153	79
80	153	80
81	153	81
82	153	82
83	153	83
84	153	84
85	153	85
86	153	86
87	153	87
88	153	88
89	153	89
90	153	90
91	153	91
92	153	92
93	153	93
94	153	94
95	153	95
96	153	96
97	153	97
98	153	98
99	153	99
100	153	100
101	153	101
102	153	102
103	153	103
104	153	104
105	153	105
106	153	106
107	153	107
108	153	108
109	153	109
110	153	110
111	153	111
112	153	112
113	153	113

(ロ) 旧級が医療職基本給表（二）の３級である職員の新号給

旧号俸	新級		
	２級	３級	４級
1	18	1	1
2	19	2	1
3	20	3	1
4	21	4	1
5	22	5	1
6	24	6	1
7	25	7	1
8	26	8	1
9	27	9	1
10	27	10	1
11	28	11	1
12	29	12	1
13	30	13	1
14	31	14	1
15	32	15	1
16	33	16	1
17	34	17	1
18	35	18	1
19	36	19	1
20	37	20	1
21	38	21	1
22	39	22	1
23	40	23	1
24	41	24	1
25	42	25	2
26	44	26	3
27	45	27	4
28	46	28	5
29	47	29	6
30	48	30	7
31	49	31	7
32	51	32	8
33	52	33	9
34	53	34	10
35	54	35	11
36	55	36	12
37	56	37	12
38	58	38	13
39	59	39	14
40	60	40	15

41	62	41	16
42	63	42	16
43	64	43	17
44	66	44	18
45	67	45	19
46	69	46	19
47	71	47	20
48	74	48	21
49	77	49	22
50	79	50	22
51	81	51	23
52	84	52	24
53	87	53	24
54	90	54	25
55	92	55	25
56	96	56	26
57	98	57	26
58	101	58	26
59	103	59	27
60	107	60	27
61	110	61	28
62	111	62	28
63	112	63	28
64	113	64	28
65	113	65	29
66	113	66	29
67	113	67	30
68	113	68	30
69	113	69	30
70	113	70	31
71	113	71	31
72	113	72	31
73	113	73	32
74	113	74	32
75	113	75	32
76	113	76	33
77	113	77	33
78	113	78	33
79	113	79	33
80	113	80	34
81	113	81	34
82	113	82	34
83	113	83	34

84	113	84	34
85	113	85	35
86	113	86	35
87	113	87	35
88	113	88	35
89	113	89	35
90	113	90	35
91	113	91	36
92	113	92	36
93	113	93	36
94	113	94	36
95	113	95	36
96	113	96	37
97	113	97	37
98	113	98	37
99	113	99	37
100	113	100	37
101	113	101	38
102	113	102	38
103	113	103	38
104	113	104	38
105	113	105	39

(ハ) 旧級が医療職基本給表（二）の4級である職員の新号給

旧号俸	新級		
	3級	4級	5級
1	23	1	1
2	24	2	1
3	26	3	1
4	27	4	1
5	28	5	1
6	29	6	1
7	30	7	1
8	31	8	1
9	32	9	1
10	34	10	1
11	35	11	1
12	36	12	1
13	37	13	1
14	39	14	1
15	40	15	1
16	41	16	1
17	42	17	1

18	44	18	1
19	45	19	1
20	47	20	1
21	48	21	1
22	49	22	1
23	51	23	1
24	52	24	1
25	54	25	2
26	56	26	3
27	58	27	4
28	61	28	5
29	64	29	6
30	66	30	6
31	69	31	7
32	72	32	8
33	75	33	9
34	79	34	10
35	84	35	11
36	89	36	11
37	94	37	12
38	99	38	13
39	103	39	14
40	105	40	15
41	105	41	16
42	105	42	16
43	105	43	17
44	105	44	17
45	105	45	18
46	105	46	18
47	105	47	19
48	105	48	20
49	105	49	20
50	105	50	21
51	105	51	21
52	105	52	22
53	105	53	22
54	105	54	22
55	105	55	23
56	105	56	23
57	105	57	24
58	105	58	24
59	105	59	24
60	105	60	25

61	105	61	25
62	105	62	26
63	105	63	26
64	105	64	26
65	105	65	27
66	105	66	27
67	105	67	27
68	105	68	28
69	105	69	28
70	105	70	28
71	105	71	28
72	105	72	29
73	105	73	29
74	105	74	29
75	105	75	30
76	105	76	30
77	105	77	30
78	105	78	31
79	105	79	31
80	105	80	31
81	105	81	32
82	105	82	32
83	105	83	32
84	105	84	32
85	105	85	33
86	105	85	33
87	105	85	33
88	105	85	33
89	105	85	34
90	105	85	34
91	105	85	34
92	105	85	35
93	105	85	35
94	105	85	35
95	105	85	36
96	105	85	36

(二) 旧級が医療職基本給表（二）の5級である職員の新号給

旧号俸	新級	
	5級	6級
1	1	1
2	2	1
3	3	1

4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	1
19	19	1
20	20	1
21	21	1
22	22	1
23	23	1
24	24	2
25	25	2
26	26	3
27	27	4
28	28	4
29	29	5
30	30	6
31	31	6
32	32	7
33	33	7
34	34	8
35	35	8
36	36	9
37	37	9
38	38	10
39	39	10
40	40	11
41	41	11
42	42	12
43	43	12
44	44	12
45	45	12
46	46	13

47	47	13
48	48	13
49	49	13
50	50	14
51	51	14
52	52	14
53	53	14
54	54	14
55	55	14
56	56	14
57	57	15
58	58	15
59	59	15
60	60	15
61	61	15
62	62	15
63	63	15
64	64	16
65	65	16
66	65	16
67	65	16
68	65	16
69	65	16
70	65	16
71	65	16
72	65	16
73	65	16
74	65	17
75	65	17
76	65	17

ロ 旧級が事務職基本給表の3級である職員の新号給

旧号俸	新級	
	2級	3級
1	22	1
2	23	2
3	24	3
4	25	4
5	26	5
6	27	6
7	28	7
8	30	8
9	31	9

10	32	10
11	33	11
12	34	12
13	35	13
14	36	14
15	37	15
16	39	16
17	40	17
18	41	18
19	42	19
20	43	20
21	45	21
22	46	22
23	47	23
24	48	24
25	50	25
26	51	26
27	52	27
28	54	28
29	55	29
30	56	30
31	58	31
32	59	32
33	61	33
34	63	34
35	66	35
36	69	36
37	71	37
38	75	38
39	79	39
40	83	40
41	87	41
42	92	42
43	98	43
44	103	44
45	106	45
46	109	46
47	113	47
48	113	48
49	113	49
50	113	50
51	113	51
52	113	52

53	113	53
54	113	54
55	113	55
56	113	56
57	113	57
58	113	58
59	113	59
60	113	60
61	113	61
62	113	62
63	113	63
64	113	64
65	113	65
66	113	66
67	113	67
68	113	68
69	113	69
70	113	70
71	113	71
72	113	72
73	113	73
74	113	74
75	113	75
76	113	76
77	113	77
78	113	78
79	113	79
80	113	80
81	113	81
82	113	82
83	113	83
84	113	84
85	113	85
86	113	86
87	113	87
88	113	88
89	113	89
90	113	90
91	113	91
92	113	92
93	113	93
94	113	93
95	113	93

96	113	93
97	113	93

附則別表第4 基本年俸表の職務の級の切替表

切替日の前日の職務の級		切替日の職務の級	
事務職基本給表	8 級	基本年俸表（二）	1 級
医療職基本給表（三）	7 級	基本年俸表（三）	1 級

則別表第5 基本年俸表の号俸の切替表

イ 基本年俸表（二）の適用を受ける職員等の新号俸

旧号俸	旧級
	8 級
1	28
2	31
3	35
4	40
5	45
6	45
7	45
8	45
9	45
10	45
11	45
12	45
13	45
14	45
15	45
16	45
17	45
18	45
19	45
20	45
21	45
22	45
23	45
24	45
25	45
26	45
27	45
28	45
29	45
30	45
31	45

32	45
33	45
34	45
35	45
36	45
37	45
38	45
39	45
40	45
41	45
42	45
43	45
44	45
45	45
46	45
47	45
48	45
49	45

ロ 基本年俸表（三）の適用を受ける職員等の新号俸

旧号俸	旧級
	7 級
1	23
2	24
3	25
4	27
5	28
6	29
7	31
8	32
9	33
10	34
11	36
12	37
13	38
14	39
15	41
16	42
17	43
18	45
19	47
20	49
21	50

22	52
23	54
24	55
25	57
26	59
27	63
28	66
29	69
30	69
31	69
32	69
33	69
34	69
35	69
36	69
37	69
38	69
39	69
40	69
41	69
42	69
43	69
44	69
45	69
46	69
47	69
48	69
49	69
50	69
51	69
52	69
53	69
54	69
55	69
56	69
57	69

附則別表第6 切替日の前日の基本給月額から減じる割合

期 間	割 合
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の97
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の94

附 則（平成28年規程第292号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程第 43 条、第 44 条及び第 46 条の規定は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

(内払)

- 3 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて平成 26 年 10 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 29 年規程第 297 号)

(施行期日)

- 第 1 条 この規程は、平成 29 年 1 月 25 日から施行する。

(平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当の特例措置)

- 第 2 条 平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 52 条第 2 項の規定の適用については、同条同項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 40」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」と読み替えるものとする。

(内払)

- 第 3 条 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて平成 28 年 12 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

(給与の特例)

- 第 4 条 大阪府からの派遣職員及び本部事務局長の職にある者の給与については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年大阪府条例第 106 号）の規定による。

(差額の調整)

- 第 5 条 前 3 項の規定による差額の調整は、施行日以後の最初の基本給の支給日に行うものとする。

附 則 (平成 29 年規程第 310 号)

(施行期日)

- 第 1 条 この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(基本給の切替え等)

- 第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において再雇用職員が属していた職務の級が附則別表第 1 に掲げる職務の級であった職員等の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職の級とする。

(経過措置)

- 第 3 条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける再雇用職員で、その者の受ける基本給月額が、旧給与規程の規定により算出した基本給月額に達しないことになる再雇用職員には、基本給月額のほか、その差額に附則別表 2 に掲げる期間の区分に応じて同表の支給率欄に定める割合を乗じた額を基本給として支給する。

- 2 平成 29 年 3 月 31 日又は平成 30 年 3 月 31 日に定年退職し、引き続き再雇用職員として勤務する職員については、基本給月額のほか、雇用保険法（昭和 49 年 12 月 28 日法律第 116 号）第 61 条の規定による高年齢雇用継続基本給付金相当額を満 65 歳に達する日の属する月まで基本給として支給する。

(大阪国際がんセンター移転に伴う通勤手当の届出日についての特例)

- 第 4 条 平成 29 年 3 月 25 日の大阪国際がんセンターの移転に伴い、第 28 条に規定する届出が必要な職員については、第 30 条の規定にかかわらず、「事実が生じた日から 15 日」を「事実が生じた日から 30 日」と読み替えるものとする。

附則別表第 1 再雇用職員の基本給表の職務の級の切替表

基本給表	旧級	新級
医療職基本給表 (二)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	
	4 級	
	5 級	
	6 級	
	7 級	
	8 級	
医療職基本給表 (三)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	
	4 級	
	5 級	
	6 級	
	7 級	
事務職基本給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	
	4 級	
	5 級	
	6 級	
	7 級	
	8 級	
	9 級	
	10 級	
研究職基本給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	
	4 級	
	5 級	
	6 級	

備考

- 1 「旧級」とは、切替日（平成 29 年 4 月 1 日）の前日の職務の級である。
- 2 「新級」とは、切替日における職務の級である。

附則別表第 2

期間	支給率
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	100 分の 60
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	100 分の 30

附 則（平成 29 年規程第 319 号）

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 333 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。ただし、第 2 項及び第 3 項の規定については、平成 29 年 12 月 1 日より適用する。

（平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当の特例措置）

2 平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 52 条第 2 項の規定の適用については、同条同項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 100」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 120」と、「100 分の 42.5」とあるのは「100 分の 47.5」と、「100 分の 52.5」とあるのは「100 分の 57.5」と読み替えるものとする。

(内払)

3 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて平成 29 年 12 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

(給与の特例)

4 大阪府からの派遣職員及び本部事務局長の職にある者の給与については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 29 年大阪府条例第 102 号）の規定による。

(差額の調整)

5 前 3 項の規定による差額の調整は、平成 30 年 3 月の基本給の支給日に行うものとする。

附 則（平成 30 年規程第 338 号）

この規程は、平成 30 年 3 月 28 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構職員給与規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年規程第 366 号）

この規程は、平成 31 年 3 月 27 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構職員給与規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年規程第 380 号）

(施行期日)

1 この規程は、令和元年 7 月 31 日から施行する。ただし、令和元年 6 月に支給する勤勉手当に関する第 52 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定については、令和元年 6 月 1 日より適用する。

(令和元年 12 月に支給する期末手当の特例措置)

2 令和元年 12 月に支給する期末手当に関する第 49 条第 2 項の規定の適用については、同条同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 137.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 117.5」と、同条第 3 項の規定の適用については、同条同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 137.5」と、「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 117.5」と、「100 分の 62.5」とあるのは「100 分の 70」と読み替えるものとする。

(内払)

3 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて令和元年 6 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

(給与の特例)

4 本部事務局長の職にある者及び大阪府からの派遣職員の給与については、職員の給与に関する条例（昭和 39 年大阪府条例第 45 号）の規定による。

(差額の調整)

5 前 2 項の規定による差額の調整は、令和元年 8 月の基本給の支給日に行うものとする。

附 則（令和 2 年規程第 397 号）

この規程は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構職員給与規程

は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年規程第410号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年6月24日から施行する。

（基本給表の適用範囲の特例）

第2条 現行の看護師（治験コーディネーター）の採用選考等に合格した者のうち、令和2年5月1日以前に看護師として採用された者については、治験コーディネーターの職の設置に伴い、治験コーディネーターに職を変更した場合であっても引き続き、医療職基本給表（三）を適用する。

附 則（令和2年規程第413号）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年7月29日から施行し、令和2年6月1日より適用する。

（内払）

2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて令和2年6月1日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

（給与の特例）

3 本部事務局長の職にある者及び大阪府からの派遣職員の給与については、職員の給与に関する条例（昭和39年大阪府条例第45号）の規定による。

（差額の調整）

4 前2項の規定による差額の調整は、令和2年8月の基本給の支給日に行うものとする。

附 則（令和3年規程第422号）

この規程は、令和3年3月31日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構職員給与規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年規程第433号）

この規程は、令和3年6月30日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構職員給与規程は、令和3年7月1日から適用する。

附 則（令和4年規程第441号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年1月26日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

（内払）

2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて令和3年4月1日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

（差額の調整）

3 前2項の規定による差額の調整は、令和4年3月の基本給の支給日に行うものとする。

附 則（令和4年規程第443号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年3月2日から施行し、令和4年2月1日から理事長が別に定める日まで適用する。

(看護職員臨時手当)

第2条 看護職員臨時手当の支給を受ける職員は、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、1年間における救急搬送件数が200件以上の医療機関又は三次救急を担う医療機関である大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター及び大阪母子医療センターに勤務する看護師、准看護師、保健師、助産師(以下、「看護職員」という。)とする。

2 前項の規定による手当の額は、附則別表に定める額とする。

3 看護職員臨時手当は、月の初日(以下この項において「基準日」という。)に前1項に規定する事業場に在勤する看護職員(基準日において休暇、休職等で給与の減額を受ける者を除く。)に対して支給するものとし、日割りによって計算しないものとする。

4 看護職員臨時手当の支給日は、本則第7条第1項の規定を準用する。

附則別表 看護職員臨時手当支給区分表

職種区分	月額
看護師、准看護師、保健師、助産師	4,000 円

附 則 (令和4年規程第447号)

この規程は、令和4年3月30日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構職員給与規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年規程第463号)

この規程は、令和4年10月26日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構職員給与規程は、令和4年10月1日から適用する。

附 則 (令和4年規程第472号)

この規程は、令和5年3月29日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構職員給与規程は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年規程第489号)

この規程は、令和5年4月26日から施行する。